

# 平成 20 年度業務実績報告書

平成 21 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構  
Environmental Restoration and Conservation Agency

---

## 目 次

第1章	機構業務の概要	
1	目的・業務の内容	1
2	各業務の概要	2
3	経営理念、経営方針、行動指針	5
4	環境配慮に関する基本方針	6
5	組織・沿革	7
第2章	業務実績	
I	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	9
1	組織運営の効率化	9
2	業務運営の効率化	10
	(1) 業務に対する事後評価の実施	10
	(2) 事務処理の簡素化、迅速化の推進	12
	(3) 外部委託の推進	14
	(4) 契約に係る競争の推進	16
	(5) 電子化の推進等	18
3	経費の効率化・削減	21
	(1) 一般管理費	21
	(2) 事業費	23
4	業務における環境配慮	26
II	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	29
1	公害健康被害の補償及び予防業務	32
	(1) 汚染負荷量賦課金の徴収	32
	(2) 都道府県等に対する納付金の納付	39
	(3) 公害健康被害予防事業	44
2	地球環境基金業務	62
	(1) 助成事業に係る事項	62
	(2) 振興事業に係る事項	73
	(3) 地球環境基金の運用等について	77
3	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	79
4	維持管理積立金の管理業務	81
5	石綿健康被害救済業務	82
	(1) 制度に関する情報提供	82
	(2) 石綿健康被害者の認定	87
	(3) 救済給付の支給	92
	(4) 申請者、請求者情報の管理	94
	(5) 救済給付費用の徴収	95
III	予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画	97
	(1) 予算（人件費の見積含む。）	98
	(2) 収支計画	101
	(3) 資金計画	104

	（４）承継業務に係る債権・債務の適切な処理	107
IV	短期借入金の限度額	110
V	重要な財産の処分等に関する計画	111
VI	剰余金の使途	112
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	113
	（１）施設及び設備に関する計画	113
	（２）人事に関する計画	114
	（３）積立金の処分に関する事項	119
	（４）その他中期目標を達成するために必要な事項	120
＜参考＞中期計画数値目標達成状況一覧		121



## 第1章 機構業務の概要

### 1 目的・業務の内容

#### (1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第3条）

#### (2) 業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（**公害健康被害補償業務**）（機構法 第10条第1項第1号）
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（**公害健康被害予防事業**）（機構法 第10条第1項第2号）
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（**地球環境基金事業**）（機構法 第10条第1項第3号及び第4号）
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（**PCB廃棄物処理助成事業**）（機構法 第10条第1項第5号）
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の五第3項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（**最終処分場維持管理積立金管理業務**）（機構法 第10条第1項第6号）
- ⑥ 石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、船舶所有者及び特別事業主からの拠出金の徴収業務（**石綿健康被害救済業務**）（機構法 第10条第1項第7号）
- ⑦ ①から⑥に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第10条第1項第8号）

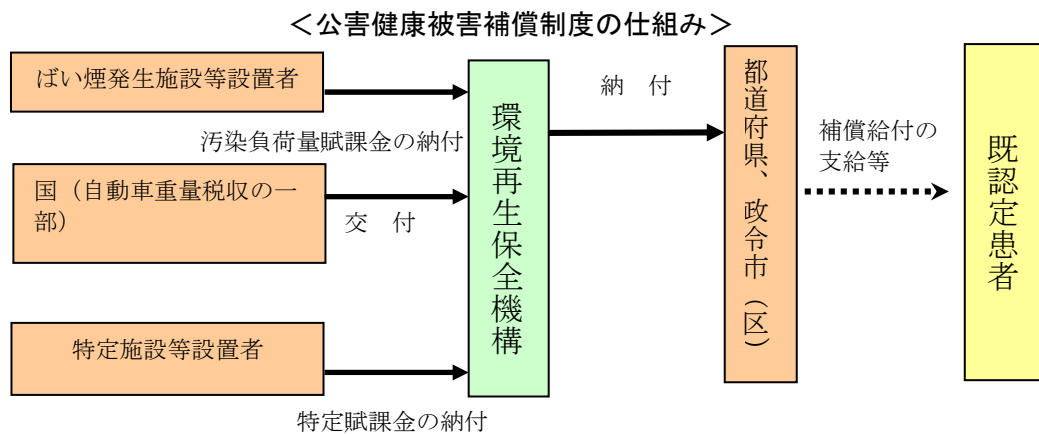


- ⑧ 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）（機構法 附則第7条第1項第2号及び第3号）
- ⑨ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと（機構法 第10条第2項）

2 各業務の概要

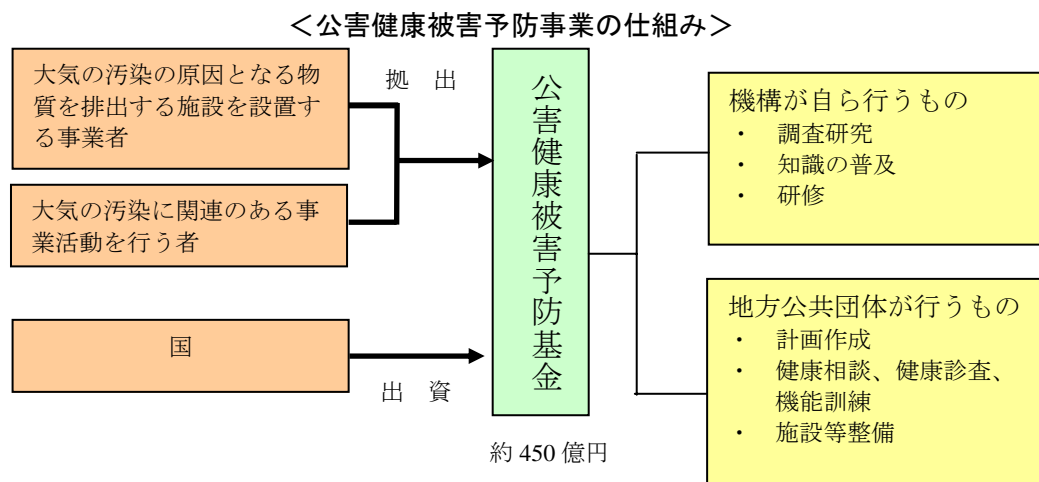
① 公害健康被害補償業務

公害健康被害補償制度における補償給付に必要な費用の一部（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の県、市、区へ納付している（健康被害者への支給は県、市、区が行う。）。



② 公害健康被害予防事業

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、大気汚染の原因者である事業者等から拠出された拠出金と国からの出資金による基金（約450億円：公害健康被害予防基金）の運用益により、調査研究、知識の普及及び研修事業（直轄事業）と地方公共団体が行う事業への助成（助成事業）を行っている。

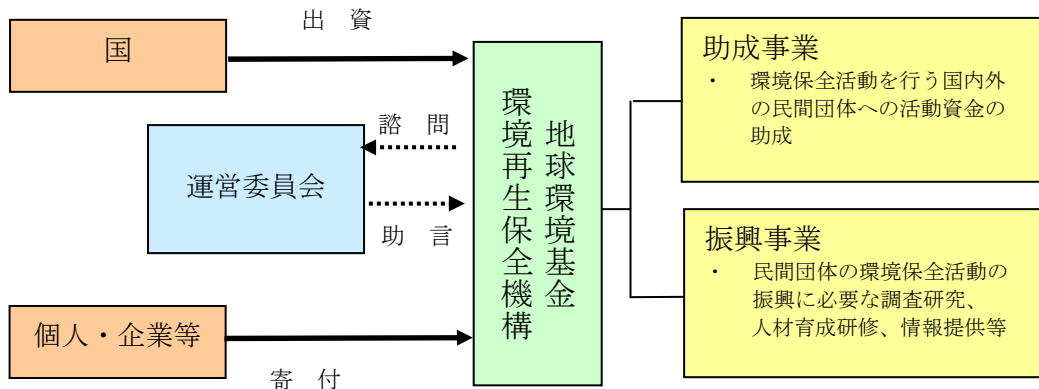




③ 地球環境基金事業

国の出資金と民間からの寄付金によって造成された基金（地球環境基金）の運用益と国からの運営費交付金により、開発途上地域や日本国内で環境保全に取り組む世界中の民間団体（NGO、NPO）の活動を支援するため、これら団体が行う助成事業とその活動を振興するための調査研究や人材育成研修、情報提供等（振興事業）を行っている。

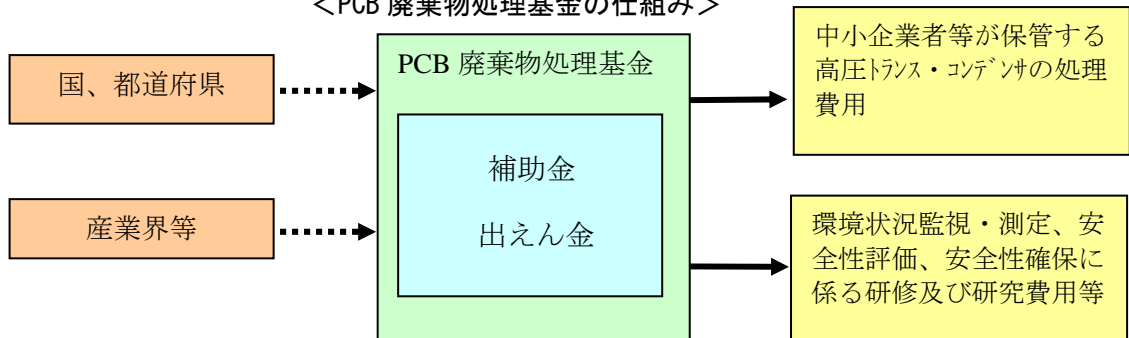
＜地球環境基金の仕組み＞



④ PCB廃棄物処理基金助成事業

国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金からなるPCB廃棄物処理基金により、環境大臣が指定した処理業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的に助成を行っている。

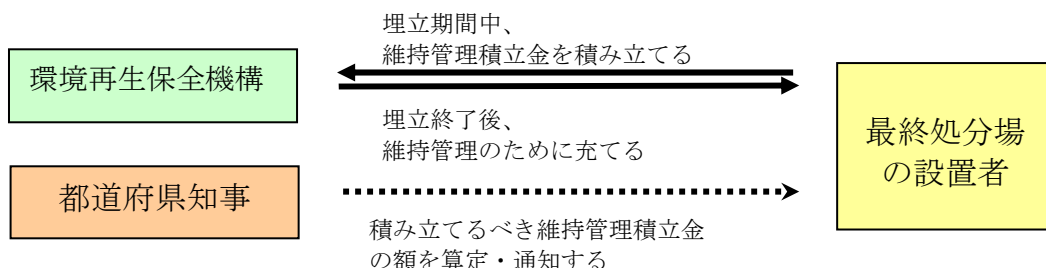
＜PCB 廃棄物処理基金の仕組み＞



⑤ 最終処分場維持管理積立金管理業務

特定廃棄物最終処分場の設置者が、処分場の埋立終了後、その適正な維持管理に必要な費用を埋立期間中に積み立て、機構がこれを管理している。

＜最終処分場維持管理積立金管理業務の概要＞

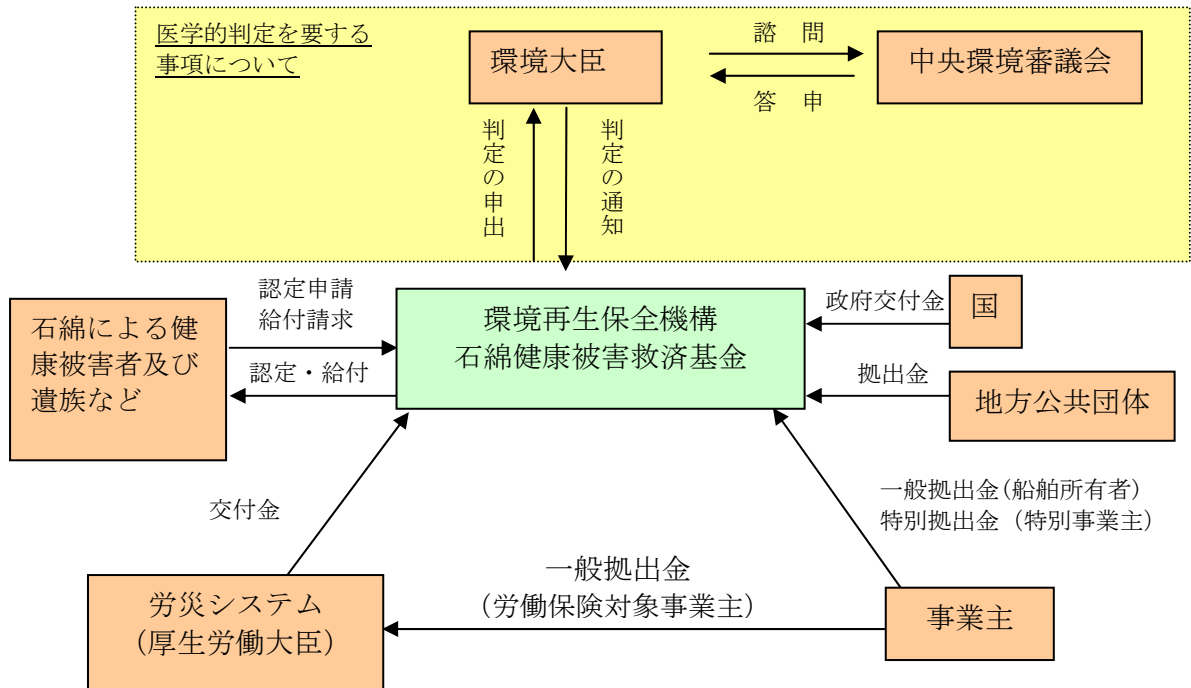




⑥ 石綿健康被害救済業務

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿により指定疾病にかかった方及び死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付の支給を行っている。

＜石綿健康被害救済制度の仕組み＞



⑦ 債権管理・回収業務

旧環境事業団から承継した建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収を行っている。

⑧ 環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修業務

①から⑦に規定する業務に支障のない範囲で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行っている。



### 3 経営理念、経営方針、行動指針

機構は、機構法に基づく目的、業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的・自律的な組織及び業務運営を行い、また中期計画に定める環境分野の政策実施機関としての役割と基本姿勢を明らかにするため、経営理念、経営方針及び職員の行動指針を策定し、その趣旨に沿って組織運営を行っている。

#### 経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

#### 経営方針

- ▶ ○ 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- ▶ ○ 公共性見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- ▶ ○ 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- ▶ ○ 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

#### 行動指針

##### 《機構の使命を果たすための行動》

- 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
- 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
- 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

##### 《業務に取り組む姿勢》

- 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
- 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。
- 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。





#### 4 環境配慮に関する基本方針

独立行政法人環境再生保全機構は、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

- (1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上  
業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。
- (2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施  
環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。
- (3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定  
省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。
- (4) 日常活動における環境配慮  
全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。
- (5) 社会とのコミュニケーション  
社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。



## 5 組織・沿革

## (1) 事務所の所在地

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
本部	〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310 番 ミュージアム川崎セントラルタワー	044-520-9501	044-520-2131
大阪支部	〒530-0002 大阪市北区曾根崎新地 1 丁目 1 番 49 号	06-6342-0335	06-6342-0260

## (2) 役員の状況

平成 21 年 3 月 31 日現在

役職名	氏名	就任年月日
理事長	湊 亮策	平成 20. 4. 1
理事	富岡 悟	平成 20. 4. 1
理事	諏訪 茂	平成 18. 7. 22
理事	斉藤 照夫	平成 20. 10. 1
監事	伊藤 一秀	平成 16. 4. 1
監事 (非常勤)	日置 和弘	平成 20. 4. 1

## (3) 職員の状況

常勤職員数 : 152 人 (平成 20 年 4 月 1 日)

146 人 (平成 21 年 4 月 1 日)

## (4) 沿革

- ① 機構は、公害健康被害補償予防協会が実施してきた公害健康被害補償予防業務と環境事業団が実施してきた地球環境基金事業、PCB 廃棄物処理基金助成事業などを承継し、平成 16 年 4 月 1 日に設立された。
- ② 平成 18 年 3 月から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行に伴い、石綿による健康被害の救済業務が追加された。



# 第1章 機構業務の概要

## (5) 組織

(平成21年4月1日現在)

[7部 1室 21課 1事務所]





## 第2章 業務実績

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 組織運営の効率化

#### 【中期計画】

機構が担う業務について、中期目標の達成に向け適切かつ着実に遂行する観点から、中期目標期間中に業務の廃止を含め見直しが予定されている事業に対応して適切な組織・人員配置の見直しを図るなど各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。

さらに、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務遂行体制を整備する。

#### 【年度計画】

機構が担う業務について、適切かつ着実に遂行するため、各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。

また、新人事評価制度を適切に運用することにより、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、年度計画の達成に向け、効率的な業務遂行体制を整備する。

#### 平成 20 年度業務実績

##### (1) 組織及び人員配置の見直し

- ① 平成 20 年度に内部統制機能の強化を目的に監査室を新たに設置した。  
また、コンプライアンスの推進等を図るための委員会を設置した。(資料-63)
- ② 年度計画(P116の「②人事に関する指標」を参照)どおり、6名の削減を含め、人員配置の見直しを行った。

##### (2) 効率的な業務遂行体制の整備

年度計画達成に向けて、各部門の上司と部下の面談を行い、職員一人ひとりの役割と課題を明確にした業務計画を設定することにより、職員が効率的・主体的に業務を遂行できるように努めた。

#### 自己評価

- (1) 年度計画通り6名削減できた。
- (2) 職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務の遂行に資する新人事評価制度を適切に運用することができた。



## 2 業務運営の効率化

### (1) 業務に対する事後評価の実施

#### 【中期計画】

機構の自己点検・評価のため、外部専門家、有識者からなる評価のための委員会を設け、機構業務全体に係る事後評価を毎年度行い、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。

#### 【年度計画】

前年度の業務実績を取りまとめ、自己点検、自己評価を行うとともに、業務点検・助言委員会を開催し、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。

### 平成 20 年度業務実績

#### (1) 機構自らが行った自己点検

中期計画、年度計画の進捗状況等業務運営全般について理事会で自己点検・自己評価を行い、競争契約の推進、経費の削減と事業・業務の効率化などの課題を明確化し、業務運営の改善に積極的に取り組んだ。

#### (2) 機構業務点検・助言委員会の開催

機構が行う業務を適正かつ効率的に実施し、国民に質の高いサービスを提供するため、外部専門家、有識者による「機構業務点検・助言委員会」を平成 20 年 6 月、平成 21 年 1 月の 2 回開催し、各業務の進捗、達成状況について報告するとともに、専門的、客観的立場から次の助言・提言を受けた。（機構業務点検・助言委員構成については、「(資料-1) 機構組織・業務運営体制（機構内に設置した主要委員会一覧）」を参照）

- ① 公害健康被害予防事業における調査研究課題（環境保健分野）の、効果的な公募の方法を検討してはどうか。
- ② 公害健康被害予防事業において、専門医と患者さん本人とが主体となって作る、成人ぜん息用啓発パンフレットの作成を検討してはどうか。

これらの助言・提言を受けて、以下の措置を講じた。

- ① 調査研究課題（環境保健分野）の公募に係る広報を、機構のホームページ以外に「アレルギー」、「アレルギーの臨床」、「呼吸」、「喘息」及び「日本医事新報」の専門誌 5 誌並びに「日本呼吸器学会」及び「日本小児アレルギー学会」のホームページに掲載し、応募件数を増やすための方策を講じた。
- ② 平成 21 年度において、成人ぜん息用啓発パンフレットの作成に着手することとした。



## 第2章 業務実績

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 自己評価

機構自ら自己点検を行い、その結果を業務運営に反映させることができた。

また、外部有識者からなる機構業務点検・助言委員会の意見・提言を受けて、業務運営に反映した。

#### 参考データ

(資料－1) 機構組織・業務運営体制（機構内に設置した主要委員会一覧）



(2) 事務処理の簡素化、迅速化の推進

【中期計画】

業務運営の効率化を図るため、内部ネットワークの活用等により、全般的に手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。

【年度計画】

情報共有化システムの活用により、情報の共有化、知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。

平成 20 年度業務実績

(1) 情報共有化システムによる情報の共有化

情報共有化システムの機能強化を図るため、文書共有システムを導入し、全職員向けに研修を行った。また、機構内の共有ファイルの利用環境の統一、運用管理の一元化、セキュリティ水準の維持及び各部等における運用管理の簡素化を図るため、ファイルサーバ群を統合した。

これらにより、情報伝達の迅速化、省資源化及び経費の削減を図ることができた。

また、ネットワーク保守定例会議を毎月開催し、点検結果の詳細な報告や効率的な運用方法に係るノウハウ等により、障害の予防及び計画的な機器更新に役立てることができた。

(2) 情報セキュリティ体制

① 情報セキュリティ委員会

最高情報セキュリティ責任者（総務担当理事）を委員長とし、部長職を中心としたメンバーで構成する情報セキュリティ委員会を5回開催し、情報セキュリティに関する対策基準を策定した。

② 最高情報セキュリティアドバイザー

情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家に最高情報セキュリティアドバイザー業務を委託することにより、情報セキュリティ水準の向上を促進した。

③ 情報セキュリティに関する研修

情報システムからの個人情報の漏洩等を防ぐため、最高情報セキュリティアドバイザーによる責任者向け及び職務従事者向けの研修を行った。

(3) 基金の運用等情報の共有化

資金管理委員会を開催し、資金運用に関する情報を定期的に交換した。また、世界的な金融不安に対応すべく、平成 20 年 11 月に運用先金融機関の選定基準及び預け入れ限度額の見直しを行うとともに、リスク回避対応策を取りまとめた。



## 第2章 業 務 実 績

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 自己評価

ファイルサーバ群を統合し、経費の削減等に寄与するとともに運用管理の簡素化を図ることができた。平成 20 年度より「情報セキュリティ委員会」を開催し、情報セキュリティに関する対策基準を策定した。

また、資金管理委員会を定期的に開催し、各基金の運用方針及び運用計画について、情報の共有化を図り、運用先金融機関の選定基準の見直し等により、基金の安全かつ効率的な管理ができた。





### (3) 外部委託の推進

#### 【中期計画】

機構独力では回収困難な債権については、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託し、効率的な回収を図る。

また、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について精査し、サービスの低下を招かず、コスト削減につながる場合には、アウトソーシングを積極的に活用することにより、経費の節減又は事務の効率化を図る。

#### 【年度計画】

機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。

また、サービスの低下を招かず、経費節減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。

### 平成 20 年度業務実績

#### (1) 延滞債権等の債権回収専門会社（サービサー）への委託、回収状況

「環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理方針」（平成 14 年 12 月 24 日環境省、環境事業団）に基づき、法的処理に移行すべき案件や回収交渉が難航する等の理由から回収が困難と見込まれる事案について、実績と経験のあるサービサーを平成 20 年度も引き続き積極的に活用した。

平成 20 年度は、新規に外部委託したものはなく、年度期首の委託債権数 15 組合に異同はない。

法的処理事案で平成 20 年度末に係属中のものは 19 件あるが、このうち 15 件がサービサー委託事案である。

一方で、債務者の状況や回収方針等について、サービサーと緊密な連絡・調整を図りつつ、効率的な回収に努めた結果、平成 20 年度委託債権からの回収額は、競売配当を含め 20.1 億円（元利合計）（平成 19 年度 27.6 億円）となった。

サービサーへの債権回収委託費については、委託債権の中で担保処分等が終了し今後の回収が見込めない組合員企業に係る委託を解除しその削減に努めたが（年換算約 3 百万円の減）、サービサー委託債権中の法的処理事案で供託金や弁護士費用等が増加した結果、費用総額で前年度に対して 14 百万円増の 180 百万円（平成 19 年度 165 百万円）となった。



## 第2章 業務実績

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (参考1) サービサーへの委託費と委託債権からの回収額

年 度	委託費 A	委託債権からの回収額 B (元利合計)	B/A
平成 16 年度	2. 3 億円	3 5. 9 億円	1 5. 6 倍
平成 17 年度	1. 4 億円	1 8. 8 億円	1 3. 4 倍
平成 18 年度	1. 6 億円	1 6. 3 億円	1 0. 2 倍
平成 19 年度	1. 7 億円	2 7. 6 億円	1 6. 2 倍
平成 20 年度	1. 8 億円	2 0. 1 億円	1 1. 2 倍

#### (参考2) 委託サービサーの内訳

委託サービサー名	委託債権数
(株)整理回収機構	6 組合
あおぞら債権回収(株)	3 組合
エムユーフロンティア債権回収(株)	6 組合
合 計	15 組合

#### (参考3) 債権管理回収業に関する特別措置法によるサービサーの認可要件

- ・ 資本金が5億円以上の株式会社であること
- ・ 取締役役に1名以上の弁護士が含まれていること
- ・ 暴力団との関与がないこと

#### (2) 外部機関の活用等

平成 19 年度に引き続き機構ホームページ用サーバの管理等業務、給与計算事務及び石綿健康被害救済業務における船舶所有者からの一般拠出金のペイジーによる徴収について外部機関を活用した。

(船舶所有者からの一般拠出金の徴収については、P95の「(5) 救済給付費用の徴収」を参照)

### 自己評価

#### (1) 延滞債権等の債権回収専門会社(サービサー)への委託、回収状況

機構独力では回収困難な事案について、サービサーと債務者の状況や回収方針等について緊密な連絡・調整を図りつつ回収に努めた結果、現員を増員することなく効率的な回収を図ることができた。

#### (2) 外部機関の活用等

平成 19 年度に引き続き、ホームページ用サーバの管理及び給与計算事務等については、外部機関の活用により、事務の効率化を図ることができた。



#### (4) 契約に係る競争の推進

##### 【中期計画】

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

##### 【年度計画】

「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)を踏まえて、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付する。

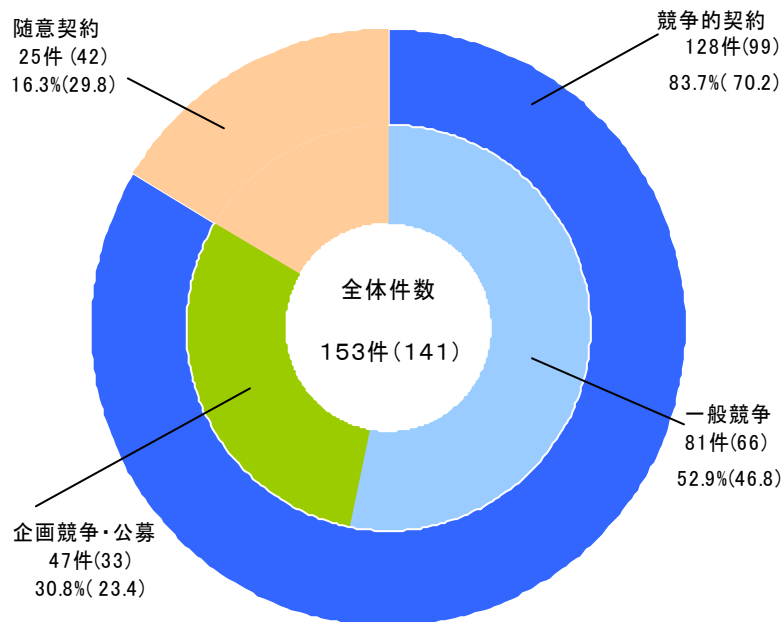
#### 平成20年度業務実績

##### (1) 契約に係る競争の推進

機構が実施する諸契約については、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)を踏まえて、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付した。

これらの取り組みにより、競争的契約(一般競争、指名競争、企画競争・公募)の割合は、平成19年度の70.2%(99件)から83.7%(128件)へ増加した。

#### 平成20年度契約状況(件数)



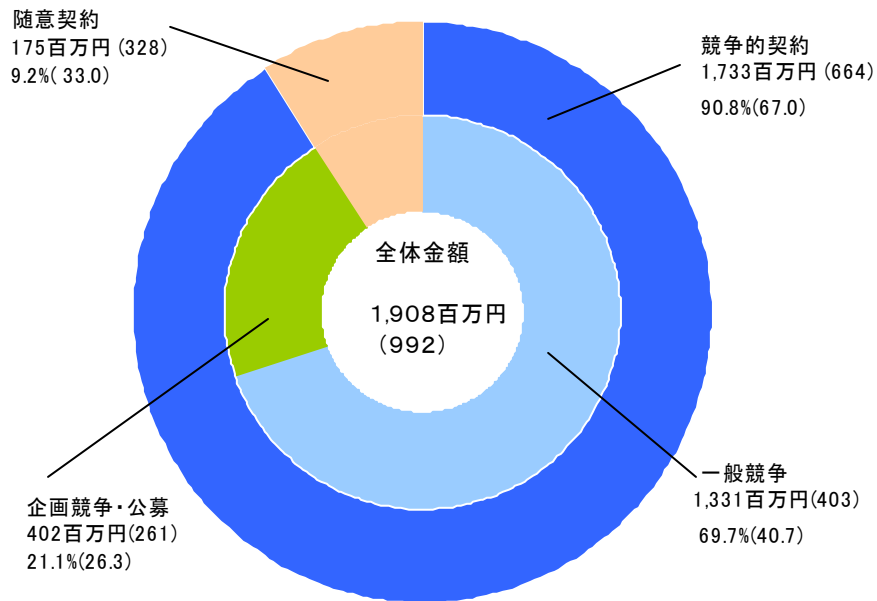
(注) ( ) は、平成19年度の計数である。

また、「平成20年度契約状況(金額別割合)」は次頁の(参考)のとおりである。



第2章 業務実績  
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(参考) 平成 20 年度契約状況 (金額)



(注) ( ) は、平成 19 年度の計数である。

( (資料-2) 随意契約見直し計画 )

( (資料-3) 平成 20 年度における随意契約見直し計画のフォローアップ )

( (資料-4) 平成 20 年度契約一覧表 )

(2) 契約に係る規定の整備

契約に係る諸規定の適切性を確保する観点から、「包括的随意契約」に当たる規定の削除を行うなど規定改正を行った。

( (資料-5) 規定改正の概要 )

**自己評価**

機構が実施する契約については、公正かつ透明性を確保しつつ、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、極力競争に付すこととしてその推進を図った。

**参考データ**

(資料-2) 随意契約見直し計画

(資料-3) 平成 20 年度における随意契約見直し計画のフォローアップ

(資料-4) 平成 20 年度契約一覧表

(資料-5) 規定改正の概要



(5) 電子化の推進等

【中期計画】

- ア 機構全体に係る事務処理については、平成 16 年度中に内部ネットワークを統合・整備し、共有システムの活用を促進させる。
- イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。
- ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを導入する。

【年度計画】

オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。

平成 20 年度業務実績

(1) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る徴収システム

納付義務者に対して、申告・納付説明会等の場において、フロッピーディスク（FD）・オンライン申告の活用を推奨した結果、全申告件数に占める電子申告の割合は、50.6%（FD申告 32.7%、オンライン申告 17.9%）となり、平成 19 年度に比し 1.5%増加した。

FD・オンライン申告は、申告データを内部システム（徴収審査システム）へ自動的に取り込むことができるため、入力処理に要する時間を用紙申告に比べて削減することができ、処理時間数は、平成 15 年度比で 20%、平成 19 年度比で 3%短縮した。

FD・オンライン申告に使用する雛形ファイル様式について、誤りの多かった箇所を自動表示機能に変更する等の改善をしたことにより、納付義務者の利便性の向上を図った。

オンライン申告等電子申告の利用を促すため、これまでも申告・納付説明会等の場を活用して、積極的にオンライン申告等のデモンストレーションによる説明等を行ってきたところであるが、平成 20 年度はそれらに加え、オンライン申告をより一層強力的に推進するために、10 月に納付義務者に対しオンライン申告を利用しない理由等のヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、新年度の申告の準備に入る 1 月 23 日に、用紙申告及び FD 申告の納付義務者に対して、オンライン申告のメリット、オンライン申告件数の推移及びオンライン申告の手順等を記載したオンラインによる申告のお願いの文書を、電子申告等届出書を添付して送付した。その結果、新規に 812 件（前年度 137 件）、電子申告する者の変更に伴う更新 230 件（前年度 185 件）の電子申告認証情報の取得（※）（事前登録申請）がなされた。

※ オンライン申告を行うために必要な事前登録の手続きであり、納付義務者はオンライン申告サイトへログインするための電子申告認証情報（ID、パスワード、認証コード）を取得することができる。



第2章 業務実績  
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

オンライン等電子申請の年度別推移

申告形態	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
申告件数	8,568 件	8,512 件	8,473 件	8,438 件	8,414 件	8,391 件
うち FD 申告	2,560 件 (29.9%)	2,603 件 (30.6%)	2,665 件 (31.5%)	2,723 件 (32.3%)	2,776 件 (33.0%)	2,742 件 (32.7%)
うちオンライン申告	837 件 (9.8%)	984 件 (11.6%)	1,115 件 (13.2%)	1,235 件 (14.6%)	1,361 件 (16.2%)	1,508 件 (17.9%)
対 15 年度 処理時間削減率	715 時間 —	649 時間 △ 9%	626 時間 △ 12%	607 時間 △ 15%	592 時間 △ 17%	571 時間 △ 20%

( ) の数値は申告割合を示す。

( (資料-6) 申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図 )

(2) 機構から都道府県等へ納付手続を行う納付システム

補償給付費納付金及び公害保健福祉事業納付金の事務処理について、次のとおり、効率化への対応を行うことによって、事務処理日数を平成 15 年度の 219 日から平成 20 年度は 163 日と 56 日短縮し、中期計画に定める事務処理日数の 25%削減目標の達成（平成 20 年度の削減率は 25.6%）を維持した。

(P39 の「①納付申請等に係る事務処理の効率化」を参照)

- ア) FD 申請についてデータの誤入力や未記入が多い事項について、誤入力等を回避するため、納付システムの改修を行った。
- イ) 改修したシステムは新年度から稼動する旨を都道府県等担当者へ周知するとともに、操作マニュアルを作成し都道府県等へ送付した。また、補償給付事業及び福祉事業に係る納付申請については、FD によるほか CD による提出も可能である旨を盛り込むなど、手引の見直しを行った。
- ウ) オンライン申請の平成 20 年度からの本格稼動により、補償給付事業については 21 都道府県等が、福祉事業については 17 都道府県等が初めてオンライン申請を導入した。

オンライン申請の推進のために、オンライン申請を行っていない都道府県等に対し、環境省及び都道府県等が主催する会議の場等でオンライン申請の導入を働きかけるとともに、都道府県等が平成 21 年度の申請手続等を検討する時期（平成 21 年 3 月）に合わせて、文書によりオンライン申請の導入を依頼した。

(3) 予防事業助成金システム

オンラインや FD による申請等の内容を内部事務処理システムへのデータ転送等により処理した結果、中期計画に定める事務処理日数の 20%削減（最終目標）を達成した。

(P61 の「イ 助成金交付申請等手続きの電子化等」を参照)



### 自己評価

電子化・情報化の進展に対応した業務運営の効率化を図るため、各種業務のシステム化を推進し、業務の効率化に寄与することができた。

(1) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る徴収システム

FD・オンライン申告は、申告に使用する雛形様式を改善したことにより、納付義務者の利便性の向上を図ることができた。また、申告の手続きを行う前に、オンラインによる申告のお願いの文書を送付したことにより、大幅な認証情報の取得につなげることができた。

(2) 機構から都道府県等へ納付手続を行う納付システム

納付システムの改修、オンライン申請の本格稼働等により、事務処理の効率化が進み中期計画に定める内部の事務処理日数の25%削減目標の達成を維持することができた。

(3) 予防事業助成金システム

オンラインやFDによる申請等の内容を内部事務処理システムへのデータ転送等により処理した結果、中期計画に定める事務処理日数の20%削減（最終目標）を達成できた。

### 参考データ

(資料－6) 申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図



## 3 経費の効率化・削減

## (1) 一般管理費

## 【中期計画】

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減を行う。

なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。

## 【年度計画】

一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比で15%を上回る削減を達成するため、平成20年度においても競争的契約の推進による調達コストの削減を図るなど、業務の効率化に努める。

なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を達成するため、平成20年度においても競争的契約の推進による調達コストの削減を図るなど、業務の効率化に努める。

## 平成20年度業務実績

一般管理費のうち人件費については、総人件費改革を踏まえた人員の縮減（19年度末 ▲2人）及び退職者と新規採用者の給与の差額等により82百万円の減少となっている。また、退職手当も41百万円の減少となり、前年度に対して人件費関係で123百万円の削減となった。この他、節減努力による水道光熱費の削減（▲1百万円）、電話設備の再リースによる削減（▲2百万円）、福利厚生費の見直しによる削減（▲3百万円）など全般的に削減を図ることにより、一般管理費全体で前年度に対して153百万円の削減となった。

中期目標期間の最終年度において平成15年度予算比で15%を上回る削減を行うとしていたが、平成20年度の一般管理費は、下記のとおり39.2%減少となった。

〔一般管理費：平成15年度比〕

（単位：百万円、%）

平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
2,384	—	1,703	▲28.6	1,805	▲24.3	1,576	▲33.9	1,603	▲32.8	1,450	▲39.2





## 第2章 業務実績

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

また、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費は、中期目標期間の最終年度において平成18年度予算比で6%を上回る削減を行うとしていたが、平成20年度においては、下記のとおり45.6%減少となった。

(単位：百万円、%)

平成18年度		平成19年度		平成20年度	
金額	比率	金額	比率	金額	比率
334	—	172	▲48.5	182	▲45.6

( (資料-7) 一般管理費と運営費交付金を充当する事業費の計数 )

#### 自己評価

一般管理費については、業務の効率化等に努めた結果、計画を上回る削減を行うことができた。

#### 参考データ

(資料-7) 一般管理費と運営費交付金を充当する事業費の計数



## (2) 事業費

## 【中期計画】

事業費（公害健康被害補償納付金及び石綿健康被害救済給付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間中に不良債権処理を積極的に進めその残高が大幅に減少すると見込まれることから、平成16年度比で3割を上回る削減を行う。

また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。

## 【年度計画】

事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、平成20年度においても1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比各勘定で5%を上回る削減を達成するため、平成20年度においても業務委託単価の見直し及び競争的契約の推進による調達コストの削減を図るなど、業務の効率化に努める。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間の最終年度にあたることから、平成16年度比で3割を上回る削減を達成するため、平成20年度においても適切な執行に努める。

また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を達成するため、平成20年度においても競争的契約の推進による調達コストの削減を図るなど、業務の効率化に努める。

## 平成20年度業務実績

## (1) 事業費の効率化

基金運用収入により行う公害健康被害予防事業のうち、知識普及、研修及び予防情報提供事業に係る事業費については、競争的契約の推進による事業コストの縮減を図り、平成20年度予算額比で5.6%の業務の効率化を実施した。

平成20年度事業費の効率化実績 (A)	平成20年度事業費予算 (B)	(A) / (B)
20,931,930 円	376,946,000 円	5.6%

(注) 効率化実績については、予定価格と契約実績の差額を計上している。



(2) 運営費交付金を充当する事業費の削減

- ① 運営費交付金を充当する事業費は、中期目標期間の最終年度において平成15年度予算比で5%を上回る削減を各勘定で行うとしていたが、平成20年度の各勘定の事業費は、以下のとおりいずれも目標を上回る削減となった。

(単位：百万円、%)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
公健勘定	317	—	276	▲12.8	327	3.0	313	▲1.3	315	▲0.7	276	▲13.0
基金勘定	912	—	809	▲11.3	805	▲11.8	690	▲24.3	715	▲21.6	821	▲10.0
承継勘定	353	—	341	▲3.4	226	▲35.9	208	▲41.1	227	▲35.6	230	▲34.8

(参考1)

公健勘定では、汚染負荷量賦課金の徴収業務委託単価の見直し等により、商工会議所への委託費を8百万円削減した。また、前年度限りの経費(賦課金サーバの購入)の減少等が31百万円あり、前年度に対して39百万円の減少となっている。

(参考2)

基金勘定では、平成20年7月の主要国首脳会議(北海道洞爺湖サミット)のために前年度から繰越した運営費交付金を事業費に充当したことなどにより、前年度に対して106百万円の増加となっている。

(参考3)

承継勘定では、貸付の代理店となっている金融機関に支払う業務委託費は4百万円減少したが、サービスに支払う債権回収委託費を含む債権保全費が7百万円増加したことにより、前年度に対して3百万円の増加となっている。

- ② サービスへの債権回収委託費については、委託債権の中で担保処分等が終了し今後の回収が見込めない組合員企業に係る委託を解除しその削減に努めたが(年換算約3百万円の減)、サービス委託債権中の法的処理事案で供託金や弁護士費用等が増加した結果、費用総額で前年度に対して14百万円増の180百万円(平成19年度165百万円)となった。

この結果、平成20年度の債権回収委託費は、以下のとおり、平成16年度予算比で40%の減少となり、中期計画期間中に3割を上回る削減を実現した。



第2章 業務実績  
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

平成16年度からの債権回収委託費の推移

(単位：億円 %)

区分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
債権回収委託費	2.3	▲23.3	1.4	▲53.3	1.6	▲46.7	1.7	▲43.3	1.8	▲40.0

(注) 比率は平成16年度予算額3億円からの削減率である。

(3) 石綿健康被害救済関係経費に係る事業費の削減

石綿勘定では、広報媒体の見直しなどにより、広報経費を65百万円縮減したが、中皮腫による死亡者の遺族の救済を図るための周知事業に係る委託費91百万円及び石綿健康被害救済法の一部改正の施行(20年12月1日)に伴う認定・給付システムの再構築費等54百万円が増加したことにより、前年度に対して79百万円の増加となった。

中期目標期間の最終年度において平成18年度予算比で2%を上回る削減を行うとしていたが、平成20年度の事業費は、下記のとおり36.0%減少となった。

なお、事業費には、石綿による健康被害者及びその遺族の方に支給する医療費等の石綿健康被害給付費は含まない。

(単位：百万円、%)

平成18年度		平成19年度		平成20年度	
金額	比率	金額	比率	金額	比率
1,140	—	649	▲43.0	729	▲36.0

自己評価

(1) 事業費の効率化

平成20年度においても目標である1%を超える業務の効率化を達成できた。今後も競争契約の推進により、業務の効率化を進めていく。

(2) 運営費交付金を充当する事業費の削減

事業費については、業務の効率化等に努めた結果、計画を上回る削減を行うことができた。

また、サービスへの債権回収委託費については、委託債権の中で担保処分等が終了し、今後の回収が見込めない組合員企業に係る委託を解除する等、効率化に努めた結果、平成16年度予算比で40%減と目標の3割減を上回ることができた。

(3) 石綿健康被害救済関係経費に係る事業費の削減

石綿健康被害救済関係経費に係る事業費については、業務の効率化等に努めた結果、計画を上回る削減を行うことができた。



#### 4 業務における環境配慮

##### 【中期計画】

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。

また、日常業務の遂行に当たり、「環境配慮のための実行計画」を定めてエネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

##### 【年度計画】

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公開するとともに、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。

また、日常業務の遂行にあたり、「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」及び平成20年度に策定する「環境配慮のための実行計画」に基づき、エネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

さらに、平成19年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し公表する。

#### 平成20年度業務実績

##### (1) 環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）第7条の規定に基づき、国が定めた基本方針に則して平成20年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定（平成20年4月1日）し、機構ホームページで公表した。

また、同方針に基づき、環境物品等の調達を行い、調達目標について緊急時等を除き100%達成した。

なお、特定調達物品等以外の購入についても環境に配慮された物品等の調達に努めた。

（（資料－8）平成20年度環境に配慮した物品・役務の調達状況）

##### (2) 環境配慮のための実行計画

###### ① 用紙類の使用量の節減

平成20年度に策定した「環境配慮のための実行計画」（以下「実行計画」という。）に基づき、情報伝達における電子情報の活用及び職員に用紙の使用量をメールで伝達し意識の啓発を図ること等により用紙の使用量の抑制に努めた結果、平成19年度比3.1%を削減した。

（（資料－9）平成20年度環境配慮のための実行計画）



## 第2章 業務実績

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### ② 電気使用量の削減

実行計画に基づき、昼休みの消灯、毎水曜日及び給与支給日の定時退室の奨励、6～9月の軽装の励行（室温 28 度設定）、12～3月の暖房温度を 20 度に設定、職員に電気使用量をメールで伝達することにより意識の啓発を図るとともに、照明エリアを細分化すること等により電気使用量の抑制に努めた結果、平成 19 年度比 7.6%を削減した。

（（資料－10）平成 18、19、20 年度用紙使用量、電気使用量の実績）

#### ③ 研修の実施

実行計画に基づき、役職員を対象として地球温暖化問題に関する研修を実施した（平成 20 年 10 月）。

#### ④ 機構が発注する事業への環境物品の使用の推進

機構が発注する事業において、発注先で使用する物品等について、環境負荷の低減に資する環境物品の使用を仕様書に盛り込むなど、環境保全に資するよう適切に取り組んだ。

#### （3）環境報告書の作成・公表

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）に基づき、平成 19 年度の事業活動に係る環境配慮の取組の状況等を記載した環境報告書 2008 を作成し、公表した（平成 20 年 9 月）。

#### （4）「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の公表

機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため、自ら実行すべき具体的な措置について定める実施計画を策定し、ホームページで公表している。

（（資料－11）独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画）

#### （5）地域活動への参加

役職員が下記に清掃ボランティアとして参加した。

- ・多摩川河川敷のクリーンアップ：8月17日
- ・川崎駅周辺の清掃活動：9月28日



### 自己評価

- (1) 環境物品等の調達を推進を図るための方針の策定等  
物品購入については、年度当初に策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を各部調達担当者に説明したうえで、四半期毎に環境物品等の調達に努めるよう周知徹底を図った結果、職員全体に理解され、調達目標について目標どおり達成することができた。
- (2) 環境配慮のための実行計画  
実行計画に基づく用紙類の使用量の抑制、電気使用量の抑制等を実施した結果、削減目標値を達成することができた。  
また、機構が発注する事業への環境物品の使用の推進に努めることができた。
- (3) 環境報告書の作成・公表  
職員の創意工夫により、平成 19 年度の事業活動に係る環境配慮の取組の状況等を記載した環境報告書を作成し、公表することができた。
- (4) 地域活動への参加  
役職員の清掃ボランティア活動により地域貢献活動の一翼を担うことができた。

### 参考データ

- (資料－8) 平成 20 年度環境に配慮した物品・役務の調達状況  
(資料－9) 平成 20 年度環境配慮のための実行計画  
(資料－10) 平成 18、19、20 年度用紙使用量、電気使用量の実績  
(資料－11) 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画



## Ⅱ 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 【中期計画】

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構が担う業務についてホームページや季刊誌・広報誌等により情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努めるとともに、関係者等のニーズを的確に把握し、業務等の実施に反映させる。

また、機構業務全般に関わる者や対象団体・機関の関心、認知度を高めるよう積極的に広報活動を実施することにより、ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加させる。

さらに、機構は、「以下に掲げる業務等を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」との目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図り、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。

#### 【年度計画】

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構ホームページ、機構業務案内、パンフレット等を作成し、情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努める。

また、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを行う。

### 平成20年度業務実績

#### (1) 季刊誌・広報誌等による周知・広報活動の状況

機構の業務について、季刊誌・広報誌、新聞、週刊誌等により業務関係者、関係機関等に確実かつ適切に周知・広報し、円滑な業務の遂行に努めるとともに、各事業や業務の実施段階において、利用者、事業参加者及び研修受講者に対してアンケート調査を行い、参加者等のニーズを把握した。

#### ＜季刊誌・広報誌等による周知・広報活動の状況＞

広報資料等の名称	部数	主な周知・広報先
業務案内パンフレット	3,500部 (英語版:300部)	賦課金納付義務者、関係地方公共団体、地球環境基金助成団体等
業務案内簡易版リーフレット	10,000部	各種イベント等
環境報告書	400部	商工会議所、関係地方公共団体 環境学習施設等
すこやかライフ	100,000部	関係地方公共団体、保健所、医療機関、ぜん息患者及びその保護者等





## Ⅱ 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

予防事業だより	2,800部	関係地方公共団体、公害健康被害予防基金拠出事業者等
地球環境基金便り	57,500部	地球環境基金助成団体、関係地方公共団体等

石綿健康被害救済業務については、改正法の施行を踏まえた広報実施計画を定め、政府広報とも連携し、改正法施行日（平成20年12月1日）及び法施行3周年（平成21年3月27日）を重点に広報を行った。（広報実施計画については、P81の「（1）制度に関する情報提供」を参照）

また、地域住民を対象に、新聞、雑誌等により広報を実施したほか、アスベストを取り扱っていた業種に関わっていた（いる）方々等へも制度を広く周知するため、業界専門誌により広報を行った。

12月の大気汚染防止月間に合わせて、公害健康被害予防事業に係る各種普及啓発活動を実施した。

（「きれいな空」展：大気汚染防止推進月間ポスター事業の受賞作品を用いた月間周知の新聞広告（12/1）及びホームページ上でWEB展示会を実施した。）

## （2） ホームページによる情報提供の状況

機構ホームページにより、機構の業務概要の広報・周知に努めるほか、業務・事業の実施により得られた知見や利用者のニーズに応じた情報の提供を行った。

高齢者・障害者への利便性（ウェブアクセシビリティ）の向上を図るため、ホームページの現状の診断を行い、その結果に基づき、各部ホームページ担当者向けにウェブアクセシビリティ研修を行った。

さらに、ウェブアクセシビリティを確保・向上させるための考え方及び技術的項目をガイドラインとしてまとめ、各部ホームページ担当者向けに周知させるための研修を行った。

石綿の情報館においては、関係者が機構ホームページから迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、Yahoo、Googleなどの代表的な検索サイトに対応するため、「石綿（アスベスト）」という表記を「アスベスト（石綿）」に置き換える等の改善を行った。

機構の発注入札情報について、既存のホームページ簡易更新システムを改修することにより、各部担当者の席上から即時掲載することが可能になった。

### ○ 機構トップページのアクセス数：463,775件

（平成16年度比：151.17%、平成19年度比：103.87%）

（（資料－12）ホームページのサイト別・月別利用状況）



Ⅱ 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組

第2章のⅡの1～5のとおり、公害健康被害の補償及び予防業務、地球環境基金業務、石綿健康被害救済業務等において、引き続き業務の改善・見直しを行うとともに、環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすため、機構が保有する知見、ノウハウ等を活用し、次の取組を行った。

① 日韓環境技術協力協定に基づく韓国環境管理公団との情報交換や資料の提供

「科学技術の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」に基づき、それぞれの活動分野における協力関係を築くため、平成20年度は2月に定期会議、3月に実務者会議を開催し、アスベスト被害の現状等についての情報交換を行った。

② 機構への来訪者に対する情報の提供

情報を求めて来訪した者に対し、公害健康被害補償予防制度や石綿健康被害救済制度等についての情報を提供した。

- ・ 5月30日東京医科歯科大学
- ・ 10月24日JICA・国連地域開発センター共催研修コース「都市開発と交通」
- ・ 11月14日秦野市立東中学校
- ・ 2月27日環境省「水俣病経験の普及啓発セミナー開発途上国行政担当者・招聘研修」研修員

③ 川崎国際環境技術展実行委員会及び川崎温暖化対策推進会議に参画

**自己評価**

(1) 季刊誌・広報誌等による周知・広報活動の状況

季刊誌・広報誌等により、業務に関係する地方公共団体などの機関に、確実かつ適切に周知・広報することができた。また、石綿健康被害救済業務については、媒体を幅広く利用したり、ホームページやパンフレット等を活用するなど、広範な広報活動を実施することができた。

(2) ホームページによる情報提供の状況

機構のホームページを利用し、機構が行う業務で得られた知見等の情報提供に努め、多くの方々の利用を得ることができた。

(3) 環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組

日韓環境技術協力協定に基づき、韓国環境管理公団と情報交換や資料の提供を行うなど、政策実施機関としての役割と責任を果たすことができた。

**参考データ**

(資料-12) ホームページのサイト別・月別利用状況



## Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 公害健康被害の補償及び予防業務

#### (1) 汚染負荷量賦課金の徴収

##### ① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

###### 【中期計画】

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。

###### 【年度計画】

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。

#### 平成20年度業務実績

#### (1) 汚染負荷量賦課金の徴収率、収納率の状況

##### ① 徴収率

(単位：円・%)

年度	徴収計画額	申告額	徴収率
平成15年度	51,017,623,000	51,201,881,900	100.36
平成20年度	41,358,835,000	41,560,816,400	100.49

##### ② 収納率

(単位：円・%)

年度	申告額	収納済額	収納率
平成15年度	51,201,881,900	51,197,861,900	99.99
平成20年度	41,560,816,400	41,557,815,017	99.99

( (資料-13) 徴収率及び収納率を中期計画及び年度計画の指標とした理由 )

( (資料-14-①) 汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移 )

( (資料-14-②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移 )



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 納付義務者\* への効果的な指導及び質問事項等への的確な対応

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を行うため、委託商工会議所の協力を得て、103 説明会場において申告・納付説明会を開催した。納付義務者に、分かりやすく説明を行った後、納付義務者からの相談、質問事項等（制度に関する質問、具体的な計算方法等の質問約 200 件）への的確な対応を図った。

注) \* 納付義務者の定義（公健法第 52 条）

次の要件を満たす工場・事業場を有し、又は、有していた事業者は、汚染負荷量賦課金の申告・納付する義務を負う。

<p>ばい煙発生施設等（大気汚染防止法に定めるもの）を設置していた工場・事業場</p>	<p>① 昭和 62 年 4 月 1 日にばい煙発生施設等を設置していたこと。</p> <p>② その施設が硫黄酸化物を排出し得るものであったこと。</p> <p>③ その施設が設置されていた工場・事業場における最大排出ガス量の合計が指定地域解除前の地域区分に応じて定められていた次の量以上であったこと。</p> <table data-bbox="826 1077 1235 1155"> <tr> <td>旧指定地域</td> <td>5,000</td> <td>m<sup>3</sup>N/h</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>10,000</td> <td>m<sup>3</sup>N/h</td> </tr> </table>	旧指定地域	5,000	m <sup>3</sup> N/h	その他地域	10,000	m <sup>3</sup> N/h
旧指定地域	5,000	m <sup>3</sup> N/h					
その他地域	10,000	m <sup>3</sup> N/h					

(3) 申告督促

平成 20 年度の納付義務者 8,551 事業所のうち、申告した者は 8,337 事業所で、未申告が 214 事業所（本部 177 事業所、大阪支部 37 事業所）であった。未申告事業所に対しては、納付義務者の要件、法令等を抜粋して記載するなど納付義務者の理解が得やすいように工夫した文書で督促するとともに、電話（延べ約 300 回）、現地訪問（43 事業所）による申告督促を行い、58 事業所（17 百万円）の納付義務者が申告・納付に応じた。

また、40 事業所について、清算終了等によって納付義務が消滅した者として処理を行ったほか、破産により手続き中のもの、所在不明のものなど 116 事業所を確認した。

(4) 公平な汚染負荷量賦課金の徴収

平成 18 年度、平成 19 年度に相次いで発生した虚偽申告等を踏まえ、虚偽申告等にかかる納付義務者の対象工場・事業場を中心に 28 社 38 工場・事業場に対し、実地調査を実施した。調査の結果、データ改ざんの実実は認められなかったが、転記誤り等を確認した 10 社 17 工場・事業場について修正申告を受理し、9 社 9 工場・事業場について更正減処理をした。14 社 16 工場・事業場については問題なかった。（転記誤り等の件数は納付義務者、各工場・事業場ごとに一部重複している。）



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

上記の事案を踏まえ、平成 21 年度の申告・納付説明会に使用する、注意喚起の資料を作成した。

( (資料－14－③) 平成 21 年申告・納付説明会で配布した資料 )

**自己評価**

委託商工会議所と連携を図りつつ、納付義務者への説明会の実施、個別問い合わせ等に対する的確な対応の結果、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、平成 15 年度実績の水準の維持を図ることができた。

**参考データ**

(資料－13) 徴収率及び収納率を中期計画及び年度計画の指標とした理由

(資料－14－①) 汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移

(資料－14－②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移

(資料－14－③) 平成 21 年度申告・納付説明会で配布した資料



② 納付義務者等に対する効果的な指導

【中期計画】

- ア 汚染負荷量賦課金の適正かつ公平な徴収を図るため、全国 156 商工会議所の汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託を継続し、的確な業務指導を実施する。
- イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

【年度計画】

- アー 1 委託商工会議所担当者研修会を開催して、公健制度及び納付義務者への対応等の習熟を図りつつ、商工会議所へ赴き、委託業務の点検、指導を行う。
- アー 2 汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託については、平成 21 年度業務から民間競争入札による契約とするため、準備を進める。
- イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、必要に応じて納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

平成 20 年度業務実績

ア 委託商工会議所に対する的確な業務指導等

① 徴収業務の事務委託

156 商工会議所に、汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託（期間：平成 20 年 4 月 1 日から 6 月 14 日まで）を行った。

② 委託業務の実施状況の確認

委託業務の現地確認を 41 商工会議所（本部 31 商工会議所、大阪支部 10 商工会議所）において実施し、委託徴収業務の内容点検及び指導を実施した。

（（資料－15—①）徴収業務の一部を商工会議所に委託している理由）

③ 平成 21 年度からの徴収業務の一部事務委託に係る民間競争入札手続の実施

機構が商工会議所に委託している汚染負荷量賦課金徴収業務に係る委託業務について、平成 21 年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札を活用した契約により行うための手続きを実施した。

また、当該委託業務を円滑に進めるために、申告・納付における注意点、申告の際の誤りの多い事例の周知や、オンライン申告等電子申告等の導入促進の働きかけなどの納付義務者に対して的確な指導を行うために必要な知識を習得できる業務委託担当者研修会を開催（平成 21 年 3 月 9 日）した。

（（資料－15—②）汚染負荷量賦課金の徴収業務に係る民間競争入札手続の実施について）



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

イ 汚染負荷量賦課金申告・納付説明会のフォローアップ

申告・納付説明会終了後、事後検討会を実施し、次年度の資料改善等の検討を行い、説明資料について納付義務者がより理解しやすい表現への変更、記載例の追加等、平成 21 年度の「汚染負荷量賦課金申告の手引」等の説明資料に反映した。

**自己評価**

ア 全国 156 商工会議所の能力を活用するとともに、説明資料を改善したことにより、汚染負荷量賦課金を申告する納付義務者への利便性の向上を図ることができた。  
また、平成 21 年度からの徴収業務に係る委託業務について、民間競争入札の手続きを実施するとともに、当該委託業務を円滑に進めるために業務委託担当者研修会を開催することができた。

イ 申告・納付説明会に出席した機構職員等で事後検討会を実施し、説明資料等を納付義務者がより理解しやすい表現にするための検討を行った結果、平成 21 年度の説明会に使用する資料のより一層の改善を行うことができた。

**参考データ**

- (資料－14－③) 平成 21 年度申告・納付説明会で配布した資料
- (資料－15－①) 徴収業務の一部を商工会議所に委託している理由
- (資料－15－②) 汚染負荷量賦課金の徴収業務に係る民間競争入札手続の実施について



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

③ 納付義務者に対するサービスの向上

【中期計画】

- ア 委託商工会議所が主催する申告・納付説明会へは、協力要請に応じ、説明員の派遣を行い、納付義務者の相談、質問事項等に的確に対応する。
- イ 汚染負荷量賦課金申告の手引及びフロッピーディスク・オンライン申告マニュアルに、誤りの多い事項についての注意点を記載するなど、内容の改善を図る。納付義務者からの相談、質問事項についての的確な対応が図れるよう体制の整備を行う。
- ウ 納付義務者に向けた賦課金専用ホームページへのアクセス状況及び質問事項を把握・整理し、納付義務者のニーズや質問に対応したホームページとなるよう改善を図る。
- エ 名称・住所変更届出書等の提出文書について、納付義務者の利便性の向上のため、電子媒体化を進める。

【年度計画】

- ア 委託商工会議所が主催する説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応する。
- イ 汚染負荷量賦課金申告書の記入、硫酸化物排出量の算定において、誤りの多い事例を把握し、必要に応じて説明資料に反映させる。  
また、申告・納付説明会開催期間中の問い合わせに的確に対応する体制を確保する。
- ウ 賦課金専用ホームページに常設している「電子メールによるご意見・ご質問のコーナー」を活用し、前年度の改善結果をも踏まえ、必要に応じてホームページの改善を図る。
- エ 「名称等変更届出書」のオンライン化について、申告・納付説明会等を通じ、納付義務者への周知を行い、利用促進を図る。

平成20年度業務実績

ア 汚染負荷量賦課金申告・納付説明会への的確な対応

委託商工会議所が主催する103説明会場に、本部及び大阪支部職員を説明員として派遣し、3,620事業者の出席を得た。各説明会場では、制度及び申告方法の説明、誤りが多い事例の紹介、FD・オンライン申告のデモンストレーションを行ったほか、質疑応答等の時間を設け、納付義務者からの質疑等に的確に対応した。

イ 適正な申告への取組

① FD・オンライン申告に使用する様式の改善

申告書様式において、これまで誤りの多かった管轄商工会議所の記入誤りを改善するために、自動表示を行う様式の機能改善を行い、納付義務者の利便性の向上を図った。





Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

② 説明資料への反映

平成 20 年度の申告書を審査した結果に基づき、端数処理誤り、脱硫効率の計算誤り等の誤りの多い事例を把握するとともに、その結果を平成 21 年度の説明資料に反映し、申告書を記載する際に注意するよう申告・納付説明会で十分な説明を行うこととした。

③ 問い合わせへの的確な対応

申告・納付説明会での質疑応答、個別質問に的確に対応したほか、申告・納付説明会の期間中も含め、機構への問い合わせにも的確に対応した。

ウ 賦課金専用ホームページの改善

- ① ホームページを閲覧する者にとって、一層見やすく、一層理解が進むよう、データの更新等も含め見直しを行った。
- ② ホームページで納付義務者への有用な情報提供を行っていることを申告・納付説明会で説明し、普及啓発に努めた。また、質問コーナーは継続的に開設し、問い合わせには速やかに対応した。
- ③ 平成 19 年度のアクセス件数 28,089 件に対し、平成 20 年度は 34,489 件であり、平成 19 年度比で 123%と増加した。

エ 名称等変更届出書のオンライン化

名称等変更届出書のオンライン化について、申告・納付説明会等で周知を図った。平成 20 年度は 427 件のうち、125 件がオンラインによる提出であった。

**自己評価**

ア 申告・納付説明会においては、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することができた。

イ 申告書様式において、これまで誤りの多かった管轄商工会議所の記入誤りを改善するために、自動表示を行う様式の機能改善を行い、納付義務者の利便性の向上を図ることができた。

申告において誤りの多かった内容については、平成 21 年度の説明資料に反映させることができた。また、申告・納付説明会の期間中の納付義務者からの問い合わせにも的確に対応できた。

ウ 賦課金専用ホームページを周知することにより、アクセス件数が平成 19 年度の 28,089 件に対し平成 20 年度は 34,489 件と大幅に増加した。また、質問コーナーへの問い合わせにも速やかに対応できた。

エ 名称等変更届出書のオンライン化については、申告・納付説明会等で周知できた。



## (2) 都道府県等に対する納付金の納付

## ① 納付申請等に係る事務処理の効率化

## 【中期計画】

ア 納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告（以下「納付申請等」という。）に係る提出書類の適正な作成方法等について、随時補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者への周知徹底を図るとともに、内部処理の電子化の促進により納付申請等の事務処理日数を平成 15 年度実績に対し、5 年間で 25%削減する。

イ 都道府県等が行う補償給付費納付金申請等の手続の適正化を図るため、定期的な現地指導を実施する。

ウ 公害保健福祉事業の積極的な推進を支援するため、都道府県等の事業従事者、関係者等からの情報収集に努め、その結果が事業に反映されるよう、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

## 【年度計画】

ア 都道府県等からの提出期限の徹底を引き続き図るとともに、フロッピーディスクによる申請などにより、事務処理日数を平成 15 年度比 25%削減の水準を維持する。

また、必要に応じて、補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者へは、引き続き周知徹底を図る。

イ 現地指導は、原則として、3年に1回のサイクルで実施する。

ウ 福祉事業の実態調査を通じ情報収集を行い、その結果を必要に応じて、環境省主催の担当者研修会の場で報告する等、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

## 平成 20 年度業務実績

&lt;参考：補償給付費等の実績&gt;

(単位：百万円)

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	合 計
補償給付費	62,023	59,656	56,999	54,867	51,740	285,285
公害保健福祉事業費	99	100	101	103	97	500
計	62,122	59,756	57,100	54,970	51,837	285,785

(参考)

被認定患者数	50,904	48,945	47,193	45,739	44,223	(単位：人)
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



## Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### ア 事務処理日数の削減

- ① 納付システムの改修やオンライン申請の本格稼働等により効率的な業務の維持に努め、事務処理日数を平成 15 年度の 219 日から平成 20 年度は 163 日と 56 日短縮し、中期計画に定める事務処理日数の 25%削減目標の達成（平成 20 年度の削減率は 25.6%）を維持した。
- ② 補償給付事業及び福祉事業の手引の見直しを行い、FD申請を行うための電子帳票入手から機構への提出方法までの一連の流れの概要を総括的に説明する項目を追加し、その旨を都道府県等の担当者へ周知した。
- ③ 補償給付事業及び福祉事業に係る納付申請については、FDによるほかCDによる提出も可能である旨を盛り込むなど、手引の見直しを行った。
- ④ オンライン申請について、平成 19 年度の試行を踏まえて平成 20 年度から本格稼働を開始し、補償給付事業について 21 都道府県等が、福祉事業について 17 都道府県等がオンライン申請を導入した。  
オンライン申請の推進のために、オンライン申請を行っていない都道府県等に対しては、環境省及び都道府県等が主催する会議の場等でオンライン申請の導入を働きかけた。さらに、都道府県等が平成 21 年度の申請手続等を検討する時期（平成 21 年 3 月）に合わせて、文書によりオンライン申請の導入を依頼した。
- ⑤ FD申請についてデータの誤入力や未記入が多い事項について、誤入力等を回避するため、納付システムの改修を行った。

#### （参考 1）申請書等の審査日数

納付金の名称	平成 15 年度	平成 20 年度
補償給付費納付金	136 日	92 日
公害保健福祉事業費納付金	83 日	71 日
計	219 日	163 日
削減率（対 15 年度）	-	25.6%

#### （参考 2）FD申請又はオンライン申請による都道府県等

納付金の名称	平成 15 年度	平成 20 年度
補償給付費納付金	37/40	41/41 <sup>1) 2) 4)</sup>
公害保健福祉事業費納付金	40/45	43/43 <sup>1) 3) 4)</sup>

注 1) 平成 16 年度の楠町と四日市市の合併により、平成 17 年度以降都道府県等の母数から 1 件削除した。



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 注2) 第二種地域の補償給付を実施している県（島根県及び宮崎県）を、平成18年度からFD申請が可能となるようにシステムを改修したことによって母数を2件増やした。
- 注3) 富山県は、平成18年度から福祉事業の実績がないため母数から1件削除した。
- 注4) 平成20年度からオンライン申請を導入したため、平成20年度の件数はFD申請又はオンライン申請による実績である。

イ 都道府県等への現地指導

現地指導は、3年に1回のサイクルで実施する原則に則り、旧第一種地域は15都道府県等で、第二種地域は1都道府県等で実施した。

現地指導においては、過去の不適切な案件、特に死亡関係（遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料及び未支給の補償給付）に係る給付に重点を置いて実施し、適正に処理されていることを確認した。

<現地指導実施状況>

地域	都道府県等名	実施件数
旧第一種地域	千代田区、台東区、大田区、渋谷区、北区、墨田区、荒川区、横浜市、川崎市、名古屋市、愛知県、大阪市、東大阪市、八尾市、大牟田市	15 都道府県等
第二種地域	宮崎県	1 都道府県等

ウ 国及び都道府県等への情報提供等

環境省及び都道府県等に対し、福祉事業に係る次の情報提供及び要望を行った。

- ① 福祉事業の実施に当たって都道府県等から照会のあった質問（参加予定者が体調不良のため欠席した場合の取扱い、事前に要した費用の取扱い）について、環境省との確認調整を行った後、都道府県等へ情報提供を行った。
- ② 現地指導において、都道府県等の実情を把握するとともに、事業従事者から事業の活性化につながるような事例等を収集し、今後につなげるために詳細な内容を調査した。
- ③ 環境省主催の公害保健福祉事業検討会の場で、都道府県等の実務担当者に対し現地指導で収集した今後の事業実施に参考となるような情報（リハビリテーション事業及び家庭療養事業の実施状況）を提供した。
- ④ 現地指導において収集した問題点、課題等を取りまとめ、提案も含めて環境省へ情報提供を行った。

**自己評価**

ア 補償給付事業及び福祉事業について、FD申請に加え、平成20年度からオンライン申請を本格稼動することにより、都道府県等の利便性を図り、機構内部の事務処理日数の25%削減の目標達成を維持することができた。

イ 都道府県等への現地指導の実施により、補償給付事業に関する事務処理が適正に行われていることを確認した。



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ウ 現地指導において今後の福祉事業の活性化につながる事例等を収集し全都道府県等に情報提供することができた。また、現地指導で収集した情報を取りまとめ提案も含めて環境省に提供することができた。

**参考データ**

- (資料－16－①) 旧第1種被認定者数の年度別推移
- (資料－16－②) 補償給付費納付金の年度別推移
- (資料－17) 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移



② 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減

【中期計画】

ア 都道府県等の納付申請等に係る事務負担の軽減を図るため、電子媒体による申請等の導入を促進する。

現在実施しているフロッピーディスクによる申請については、利用者の意見等を踏まえ、より使いやすいシステムに改善するほか、オンライン申請について都道府県等の意向や実態を把握し、導入を検討する。

イ 都道府県等の事務負担の軽減を図るため、補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を簡略化する。

【年度計画】

フロッピーディスクによる申請については、都道府県等の意見を踏まえ、必要に応じてシステムの改修を行う。また、都道府県等の利便性を図るため、都道府県等がいつでもオンライン申請できるようにする。

平成 20 年度業務実績

納付システムの改修及びオンライン申請の導入

- ① FD 申請においてデータの誤入力や未記入が多い事項について、誤入力等を回避するため、納付システムの改修を行った。
- ② 改修したシステムは、新年度から稼動する旨を都道府県等担当者へ周知するとともに、操作マニュアル等を作成し都道府県等へ送付した。
- ③ 平成 19 年度に試行的に実施したオンライン申請の導入については、平成 20 年度から本格稼動を開始し、補償給付事業については 21 都道府県等が、福祉事業については 17 都道府県等が初めてオンライン申請を導入した。  
オンライン申請の推進のため、オンライン申請を行っていない都道府県等に対して、環境省及び都道府県等が主催する会議の場等でオンライン申請の導入を働きかけるとともに、都道府県等が平成 21 年度の申請手続等を検討する時期（平成 21 年 3 月）に合わせて、オンライン申請の導入を依頼した。

自己評価

誤入力等を回避する納付システムの改修により都道府県等の負担軽減を図るとともに、平成 20 年度からのオンライン申請の本格稼動により、補償給付事業については 21 都道府県等が、福祉事業については 17 都道府県等が初めてオンライン申請を導入するなど、都道府県等の利便性が図ることとができた。



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 公害健康被害予防事業

① 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化

【中期計画】

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。

【年度計画】

ア 公害健康被害予防基金の運用については、中期計画の内容を踏まえて、平成20年度の基本運用方針を策定し、安全かつ有利な運用を行う。

イ 事業の重点化・効率化

各事業分野別に新たに把握したニーズを踏まえ、事業を重点化し、かつ、効率化を図る。

なお、その際、環境省の自立支援型公害健康被害予防事業費補助金も活用する。

平成20年度業務実績

ア 公害健康被害予防基金の運用状況等

「平成20年度公害健康被害予防基金の運用方針」（以下「運用方針」という。）を策定し、安全かつ有利な運用を行った。

①運用方針に基づく運用

中期的な金利見通し、満期償還額の平準化、運用利回り及び保有債券の種別バランス等を勘案した運用を行った。

平成20年度の運用収入は11億38百万円（平成19年度 12億90百万円）であり、利回りは2.40%（平成19年度 2.53%）であった。

②平成20年度収入見込

（単位：百万円）

収入 （区分）	平成20年度 決算額	平成19年度 決算額
運用収入	1,138	1,290
補助金 ※	200	—
雑収入	7	6
売却益※※	80	—
計	1,425	1,296



## Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

※ 補助金：平成20年度より自立支援型公害健康被害予防事業補助金を受入

※※ 平成19年8月8日付けの東京大気汚染訴訟の和解条項に基づく東京都への助成資金を確保するため、公害健康被害予防基金の債券を売却したことによるもの

（（資料－18－①）公害健康被害予防基金債券運用状況）

（（資料－18－②）公害健康被害予防基金の運用方針について）

### イ 事業の重点化、効率化

予防基金の運用収入の減少に対応し、中期計画に定める地域住民の健康確保に直接つながる次の事業に重点化し、効率化を図った。

#### ① 健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業のいわゆるソフト3事業

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図る観点から、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業のいわゆるソフト3事業に重点化し、本事業に対する助成要望は優先的に採択し、実施するとともに、ネブライザー貸与事業や家庭訪問指導事業等の実施マニュアル等の作成等を行った。なお、この際、ぜん息患者の増悪予防・健康回復等を支援するため創設された環境省の補助金による自立支援型公害健康被害予防事業を活用した。また、効果的・効率的に事業を実施できるよう、助成金交付要綱の改正を行った。

ソフト3事業の事業実施状況（単位：百万円）

区 分	金 額
健康相談事業	46
健康診査事業	132
機能訓練事業	269
附帯事業	49
合 計	496

※ ソフト3事業には、自立支援型公害健康被害予防事業補助金2億円を活用

※※ 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ネブライザー貸与事業や家庭訪問指導事業等の実施マニュアルの作成など機構自らが実施した事業

（（資料－19）平成20年度ソフト3事業等実施状況）

#### ② 知識普及事業等

健康相談、健康診査及び機能訓練事業（ソフト3事業）を効果的に行うために必要な啓発用資料の作成、専門医による講演会・講習会の開催、水泳記録会等の事業を重点的に実施した。

また、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる事業に重点化する観点から、エコドライブ（環境にやさしい自動車運転）の取り組みの促進のためのコンテスト等の事業を拡充・展開するとともに、最新規制適合車への代替促進事業に対する助成要望は優先的に採択し、実施した。





Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

( (資料-20-①) ニーズを踏まえた事業改善の事例)

**自己評価**

① 予防基金の運用等

予防基金の運用について、運用方針に基づき、保有債券の種別バランス等を勘案して、安全で可能な限り有利な運用を図るとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図ることができた。

② ソフト3事業

自立支援型公害健康被害予防事業を始めとした健康相談、健康診査及び機能訓練事業（ソフト3事業）に重点化を図り、要望については、優先的に採択し、着実に実施することができた。

③ 知識普及事業等

パンフレットの作成・講演会・講習会・電話相談等の事業を重点的に実施することができた。また、エコドライブの取組の促進のためのコンテストの拡充や最新規制適合車への代替促進事業を優先的に実施することができた。

**参考データ**

- (資料-18-①) 公害健康被害予防基金債券運用状況
- (資料-18-②) 公害健康被害予防基金の運用方針について
- (資料-19) 平成20年度ソフト3事業等実施状況
- (資料-20-①) ニーズを踏まえた事業改善の事例



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

② ニーズの把握と事業の改善

【中期計画】

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

【年度計画】

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

平成 20 年度業務実績

ア 環境保健事業

効果的かつ効率的に業務を行うため、地方公共団体を通じソフト3事業の参加者のニーズを把握するとともに、知識普及事業について事業参加者にアンケート調査を実施した。また、独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する試行調査に向け、手法の検討を行った。

( (資料-20-②) ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握の試行調査に向けた手法の検討状況)

環境保健分野の助成事業については、ぜん息患者の増悪予防・健康回復等を支援するため創設された環境省の補助金による自立支援型公害健康被害予防事業を含め、助成事業を行っている地方公共団体より公害健康被害予防事業地方検討会、公害健康被害予防事業実務者連絡会議等において意見、要望等を聴取し、その結果を踏まえ、助成金交付要綱を改正した。

また、ソフト3事業の効果的・効率的実施を図るため、小児患者や保健師等に対する教材用としてぜん息に関する情報を記した「下敷及びクリアフォルダ」の作成及び「ピークフローメーター活用ガイドブック」の改訂を行うとともに、新たに「ネブライザーの貸与事業実施マニュアル」及び「家庭訪問指導事業実施マニュアル」の作成並びに「ぜん息キャンプ運営マニュアル」の改訂に着手した。

なお、パンフレット等を必要としている者に対して効果的・効率的に配布されるよう、「ソフト3事業等の実施に当たって協力を得ている専門医療機関や専門医のリスト」と「小児・成人等の対象別に配布可能なパンフレットの一覧」を作成し、配布した。

その他、「ぜん息などの情報館」について、アクセス数、検索などの利便性の向上を図るための全面的な更新を平成21年度から実施すべく、検討した。



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

また、新たに特定非営利活動法人との連携により、ぜん息に関する専門医による個別相談事業を行なった。

研修については、地方公共団体におけるニーズを踏まえ、新たに「水泳事業フォローアップ研修」を実施した。

イ 環境改善事業

環境改善分野の助成事業について、地方公共団体の要望を把握するための調査を実施し、その結果を踏まえ、最新規制適合車等への代替促進事業について平成 21 年度から開始される新たな規制に対応するため助成金交付要綱を改正した。

また、エコドライブコンテストについては、参加事業所数・参加車両台数を更に拡大させるため、事業参加者のアンケート結果により把握したニーズを踏まえつつ、会社単位での応募の新設、取り組みレベルの自己査定が可能なホームページの作成、募集時期の改善等を行った。また、エコドライブ推進ステッカーの増刷・配布を行うとともに、エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査研究を開始した。

さらに、神戸市で開催した低公害車フェアを G 8 環境大臣会合の関連行事として位置付け、参加低公害車の大幅な拡大等を図り、実施した。

（（資料－20－①）ニーズを踏まえた事業改善の事例）

**自己評価**

助成事業については、自立支援型公害健康被害予防事業を含め、助成事業を行っている地方公共団体よりの意見、要望等を踏まえ助成金交付要綱を改正し、着実に実施するとともに、ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する試行調査に向け、手法の検討を行うことができた。

また、パンフレット等を必要としている者に対して効果的・効率的に配布されるよう、「ソフト 3 事業等の実施に当たって協力を得ている専門医療機関や専門医のリスト」と「小児・成人等の対象別に配布可能なパンフレットの一覧」を作成し、配布することができた。

さらに、事業参加者のアンケート結果等により把握したニーズについて、エコドライブコンテスト等の事業内容に反映することができた。

なお、研修についても、ニーズを踏まえた新たな研修を実施することができた。



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

参考データ

- (資料-20-①) ニーズを踏まえた事業改善の事例
- (資料-20-②) ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握の試行調査に向けた手法  
の検討状況



## ③ 調査研究事業の実施及び評価

## 【中期計画】

ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大气汚染の改善に係る課題に重点化を図る。

これにより調査研究費総額を平成15年度比で20%以上削減する。

なお、新規に採択する調査研究課題については、下表に掲げる重点分野とスケジュールにより、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

区分	重点分野	公募によるスケジュール
環境保健分野	ぜん息等の発症予防・健康回復、環境保健事業のメニューの提案、効果的な実施方法	平成18年度から実施する新規調査研究課題について、公募を17年度から実施
大気環境の改善分野	幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法	平成17年度から実施する新規調査研究課題について、公募を16年度から実施

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

## 【年度計画】

ア 中期計画の内容を踏まえ、

- ・ 環境保健分野では、「気管支ぜん息発症予防のための日常生活の管理・指導」等を中心に目的を絞って6課題の研究を実施する。
- ・ 大気環境の改善分野では、新規の調査研究課題について、公募により実施する。

なお、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

なお、調査研究費総額は平成15年度比で20%以上削減する。

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフ



フィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

### 平成 20 年度業務実績

#### ア 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施

##### ① 課題の重点化

環境保健分野は、平成 18 年度から 3 カ年計画で行っている 6 課題 7 研究について実施した。

大気環境の改善分野は、調査研究評価委員会の意見を踏まえ、新規公募による 3 課題 3 研究について実施した。

（（資料－2 1）平成 20 年度環境保健分野に係る調査研究概要）

（（資料－2 2）平成 20 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要）

##### ② 調査研究費の総額は 158 百万円（対 15 年度比 42%削減）であり、平成 15 年度調査研究費総額（273 百万円）比で 20%（54.6 百万円）以上（42%）削減するとの目標を達成した。

##### ③ 環境改善分野において、平成 20 年度から実施している新規公募課題については、公募の締切日から 60 日以内に採択を行った。また、環境保健分野において、調査研究評価委員会の意見を踏まえ、平成 21 年度から新規に実施する調査研究課題について、公募を行うための準備を行った。

（（資料－2 3）平成 21 年度新規調査研究課題の公募について）

#### イ 各調査研究課題の外部有識者による評価等

##### ① 環境保健分野における平成 20 年度の調査研究については、平成 21 年 3 月に研究報告会を開催し、調査研究評価委員会による事後評価を行った。

また、環境改善分野における平成 19 年度の調査研究については、調査研究評価委員会を平成 20 年 6 月に開催した。（平成 20 年度の調査研究の評価は、平成 21 年 5 月に開催する調査研究評価委員会において行う予定）

##### ② 調査研究成果は、ぜん息キャンプマニュアルの改訂に反映させるなど事業の展開にフィードバックさせた。また、成果集を作成して地方公共団体等へ配布したほか、機構のホームページ上で公開した。

さらに、国内外での学会や、論文発表などを通じ、学問分野の発展、社会貢献に努めている。



## Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(参考) 調査研究の評価結果

### ア) 環境保健分野 (平成 20 年度評価)

	課 題 名	評価結果(平均)
1	気管支ぜん息の発症リスク低減に関わる因子の検索と管理・指導への応用に関する調査研究	4. 0
2	乳幼児のぜん息ハイリスク群を対象とした保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究	3. 4
3	気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後に関する研究	4. 3
4	小児及び思春期の気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究	研究① 4. 0
5		研究② 4. 0
6	成人気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究	4. 0
7	COPD 患者の病期分類等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究	4. 0

### イ) 大気環境の改善分野 (平成 19 年度評価)

	課 題 名	評価結果(平均)
1	局地汚染地域における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の複合的削減のための対策技術に関する調査	3. 6
2	高活性炭素繊維を活用した浄化システムの汎用性及び実用性に関する調査	3. 6
3	窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス診断装置の実用性に関する調査	4. 2

注) 評価は、以下の 5 段階評価とする。

- ・評価 5 点 ⇒ 大変優れている。
- ・評価 4 点 ⇒ 優れている。
- ・評価 3 点 ⇒ 普通
- ・評価 2 点 ⇒ やや劣っている。
- ・評価 1 点 ⇒ 劣っている。

( (資料-24) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について)



## 自己評価

### ア 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施

#### ① 課題の重点化

環境保健分野は、「気管支ぜん息発症予防のための日常生活の管理・指導」等を中心に目的を絞って、平成 18 年度から 3 カ年計画で行っている 6 課題 7 研究を実施することができた。

大気環境の改善の分野は、「局地汚染の改善」に貢献する内容に絞って、平成 20 年度から、調査研究評価委員会の意見を踏まえ、新規公募による 3 課題 3 研究を実施できた。

#### ② 調査研究費の総額は、平成 15 年度比で 20%以上削減するとの目標を達成することができた。

#### ③ 環境改善分野の新規公募課題については、公募の締切日から 60 日以内に採択を行うことができた。また、環境保健分野の平成 21 年度からの新規研究課題について、調査研究評価委員会の意見を踏まえ、公募の準備を行うことができた。

### イ 各調査研究課題の外部有識者による評価等

外部有識者による評価結果を行い、調査研究に反映することができた。

また、調査研究成果について、助成事業等の展開にフィードバックしたほか、成果集を作成し、機構のホームページ上で公開することができた。

## 参考データ

- (資料－2 1) 平成 20 年度環境保健分野に係る調査研究概要
- (資料－2 2) 平成 20 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要
- (資料－2 3) 平成 21 年度新規調査研究課題の公募について
- (資料－2 4) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について





④ 知識の普及及び情報提供の実施

【中期計画】

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。

【年度計画】

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

平成20年度業務実績

ア 知識普及

① パンフレットの配布

「ピークフローメーター活用ガイドブック」など約394千部を地方公共団体、保健所、医療機関などを通じ、ぜん息患者や保護者などに配布した。



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

また、パンフレット等が必要となる者に対して効果的・効率的に配布されるよう、「ソフト3事業等の実施に当たって協力を得ている専門医療機関や専門医のリスト」と「小児・成人等の対象別に配布可能なパンフレットの一覧」を作成し、配布した。

② 事業の実施

ア) 専門家によるぜん息やアレルギーに関する講習会(12カ所)及び講演会(3カ所)を開催した。また、地方公共団体からの要望に応え、医師会の協力を得て医師対象の講習会を開催した。

イ) 新たに特定非営利活動法人との連携により、ぜん息に関する専門医による個別相談事業を行なった。

ウ) 専門医や保健師が無料で対応する電話相談事業については、COPD(慢性閉塞性肺疾患)関係を加えて実施した。(相談件数1,169件)

エ) ぜん息児の健康回復に効果的である水泳を普及啓発するため、水泳記録会を2カ所で開催した。(参加者364人)

オ) 低公害車フェアを全国5カ所で開催した。(来場者296,500人)

カ) 12月を大気汚染防止推進月間とし、主に自動車利用者やビル所有者を対象に各種啓発活動を実施した。(月間ポスターの公募については、全国から8,211点の応募があった。)

キ) 「エコドライブ」を全国に普及・推進させることを目的に「エコドライブコンテスト」を実施し、優秀な事業所を表彰した。(参加事業所数:3,860事業所、参加車両台数:135,034台)

また、地方公共団体からの要望を踏まえ、運送事業者等に対する「エコドライブ・セミナー」(全国各地)、「エコドライブシンポジウム」を開催するとともに、エコドライブ推進ステッカーを増刷し、配布した。(200,000枚)

(資料-25)平成20年度知識の普及事業実施状況)

ク) 知識普及事業に関するアンケートを実施し、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得た。

(資料-25)平成20年度知識の普及事業実施状況)



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

③ パンフレット等の見直し

最新医療の知見等を反映させるため、制度離脱者用パンフレット（ぜん息再発予防のための「専門医からのメッセージ」と「ぜん息日誌（男の子用・女の子用）」の改訂を行った。

イ ホームページ等による情報提供

① ホームページによる情報提供

予防事業の実施状況や事業の開催等に関する情報を機構ホームページで提供した結果、予防事業に係るサイト（「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」）のアクセス件数（110,008件）は、平成15年度（74,958件）と比較して、約47%の増となり、中期計画で定める20%以上の増を達成した。

なお、「ぜん息などの情報館」について、アクセス数、検索などの利便性の向上を図るための全面的な更新を平成21年度から実施すべく、検討を行った。

② 予防情報提供誌の刊行・配布

予防情報提供誌（予防事業だより第40号）を刊行し、関係機関に配布するとともに、メールマガジンの発行を通じタイムリーな予防事業の案内（21回）を行うなど積極的に情報を提供した。

**自己評価**

ア パンフレットの配布、事業の実施による知識普及

パンフレット等を地方公共団体、保健所、医療機関等を通じ、ぜん息患者や保護者などへ配布することができた。講演会・講習会、ぜん息電話相談など重点化した事業については、参加者、利用者に対するアンケート調査を実施し、アンケート調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた。

イ ホームページ及び予防情報提供誌等による情報提供

ホームページのアクセス件数（110,008件）は、利用者のニーズの把握を行い内容に反映させることにより、平成15年度（74,958件）と比較して、約47%の増となり、中期計画で定める20%以上の増を達成することができた。

また、予防情報提供誌を刊行し、関係機関に配布するとともに、メールマガジンの発行を通じタイムリーな予防事業の案内を行うなど積極的に情報を提供することができた。

**参考データ**

（資料－20－①） ニーズを踏まえた事業改善の事例

（資料－25） 平成20年度知識の普及事業実施状況



⑤ 研修の実施

【中期計画】

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

【年度計画】

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修（小児・成人）及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

平成 20 年度業務実績

(1) 研修事業の実施

初任者研修、保健指導研修（小児・成人）、機能訓練研修、水泳事業フォローアップ研修及び環境改善研修について、延べ 369 人の受講者の参加を得て実施した。

（（資料－26）平成 20 年度研修事業実施状況等）

(2) 研修ニーズの把握とカリキュラムへの反映

平成 19 年度のアンケート結果や専門家の意見を踏まえ、新たに「水泳事業フォローアップ研修」を実施するなどカリキュラムを見直すとともに、研修目標を明確化した。

なお、研修受講者にアンケートを実施した結果、5 段階中上位 2 段階の評価が 97% と高い評価を得た。

（（資料－20－①） ニーズを踏まえた事業改善の事例）

（（資料－26）平成 20 年度研修事業実施状況等）



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価

初任者研修、保健指導研修（小児・成人）、機能訓練研修、水泳事業フォローアップ研修及び環境改善研修を実施し、延べ369人の参加を得ることができた。また、地方公共団体の研修ニーズをカリキュラムに反映し、5段階中上位2段階の評価が97%と高い評価を得ることができた。

参考データ

（資料－20－①） ニーズを踏まえた事業改善の事例

（資料－26） 平成20年度研修事業実施状況等



⑥ 助成事業の効果的・効率的な実施

【中期計画】

ア 助成事業の重点化

i) 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

さらに、調査研究の成果を事業内容に反映させていくこととする。

ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。

なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成 16 年度に必要な見直しを行うこととする。

イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を推進し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

また、オンライン申請等システムと内部事務処理システムを連動させることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成 15 年度実績に対し、5 年間で 20%削減する。

【年度計画】

ア 助成事業の重点化

i) 環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。

なお、その際、環境省の自立支援型公害健康被害予防事業費補助金も活用する。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。さらに、地方公共団体の担当者が出席する実務者連絡会議については、事例発表などの情報交換を積極的に行い、事業の効果的な実施に努める。

さらに、より多くの住民が事業に参加できるよう、地方公共団体と共同で事業の紹介を行う。

ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を引き続き実施する。



イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインシステムを活用し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。  
また、オンライン化が不可能な地方公共団体に対し、フロッピーディスク等による申請も受け付けることとする。なお、助成金交付決定等に係る事務処理日数は、平成15年度比20%削減の水準を維持する。

### 平成20年度業務実績

#### ア 助成事業の重点化

i) 環境省の補助金による自立支援型公害健康被害予防事業を含め、効果的・効率的な事業実施のため、地方公共団体より公害健康被害予防事業地方検討会、公害健康被害予防事業実務者連絡会議等において意見、要望等を聴取し、その結果を踏まえ、助成金交付要綱を改正した。

また、予防基金の運用益が減少するなか、改正助成金交付要綱に基づき、自立支援型公害健康被害予防事業費補助金をも活用して、ソフト3事業を優先的に採択し、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に重点化を図った。

ソフト3事業の対象者数 (単位：人)

事業名	指標	対象者数
健康相談事業	相談参加人数	10,269
健康診査事業	指導対象リスク児数	135,442
機能訓練事業	事業参加延べ人数	37,544
合 計		183,255

地方公共団体を通じソフト3事業の参加者のニーズを把握するとともに、地方公共団体からの要望については、地方公共団体ごとにヒアリングを行い、ニーズの把握に努めた。

また、公害健康被害予防事業地方検討会、公害健康被害予防事業実務者連絡会議等において、自立支援型公害健康被害予防事業について説明を行うとともに、実務者連絡会議では、ぜん息電話相談室の事例を紹介するなど情報交換を行い、地方公共団体と積極的に意見交換を行った。

さらに、自立支援型公害健康被害予防事業を始めソフト3事業の効果的・効率的実施を図るため、「ピークフローメーター活用ガイドブック」の改訂等を行うとともに、新たに「ネブライザーの貸与事業実施マニュアル」及び「家庭訪問指導事業実施マニュアル」の作成並びに「ぜん息キャンプ運営マニュアル」の改訂に着手した。



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

なお、ソフト3事業を一層効果的に行うため、新たにダニに関するDVD及びパンフレットを作成し、配付した。

ii) 最新規制適合車等代替促進事業について局地的な大気汚染地域へ重点化し、71台を採択した。

環境改善分野の助成事業について、地方公共団体の要望を把握するための調査を実施し、その結果を踏まえ、平成21年度から開始される「最新規制適合車等」の新たな規制に対応するため助成金交付要綱を改正した。

(資料-19) 平成20年度ソフト3事業等実施状況)

(資料-20-①) ニーズを踏まえた事業改善の事例)

イ 助成金交付申請等手続きの電子化等

オンラインやFDによる申請等の内容を内部事務処理システムへのデータ転送等により処理した結果、事務処理日数は平成15年度の67日から51日(削減率23.9%)となり、中期計画に定める事務処理日数の20%(13.4日)削減(最終目標)を達成した。

自己評価

ア 助成事業の重点化

助成金交付要綱を改正し、同要綱に基づき、自立支援型公害健康被害予防事業を始めとした健康相談、健康診査及び機能訓練事業(ソフト3事業)並びに最新規制適合車への代替促進事業に重点化を図り、着実に実施することができた。

また、ソフト3事業を効果的・効率的に実施できるよう、調査研究の成果を踏まえ各種マニュアル等を作成することができた。

イ 助成金交付申請等手続きの電子化等

オンライン申請等システムと内部事務処理システムの活用により、中期計画に定める事務処理日数の20%削減(最終目標)を達成することができた。

参考データ

(資料-19) 平成20年度ソフト3事業等実施状況

(資料-20-①) ニーズを踏まえた事業改善の事例





第2章 業務実績  
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 地球環境基金業務

(1) 助成事業に係る事項

① 助成の固定化の回避

【中期計画】

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

【年度計画】

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

また、助成対象の裾野を広げるための「発展助成」を実施する。

平成20年度業務実績

平成20年度地球環境基金助成金の採択審査において、採択件数205件中3年を超える助成案件採択はなかった。

なお、平成21年度地球環境基金助成金交付要望募集要領（以下「平成21年度募集要領」という。）においても、助成対象活動への助成継続年数の限度として、「一つの活動に対する助成期間は原則として3年間を限度とする。」旨を明記し、平成20年11月に公表した。

また、助成対象の裾野を広げるため、地球環境基金の助成を受けたことがない団体を対象に平成20年度に新設した「発展助成」について、平成21年度においても継続して募集した。

注) 発展助成について

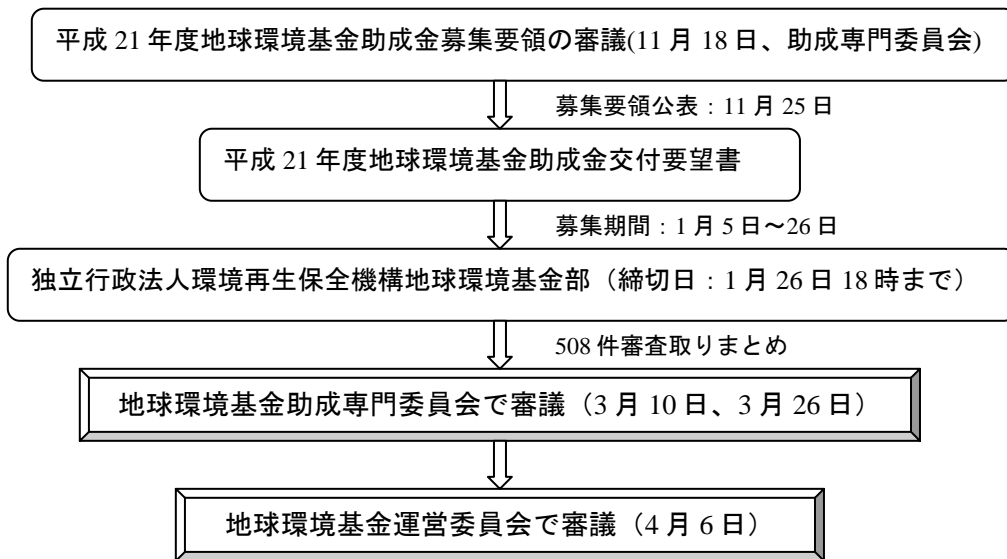
1. これまで地球環境基金から助成を受けたことのない団体が対象
2. 活動実績は、半年あるいは1年以上の実績で可
3. 助成金の下限は50万円
4. 単年度限りの助成



## 第2章 業務実績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

地球環境基金助成金交付要望の採択までの流れ図（平成21年度助成金採択に係る例）



（注）募集要領は、平成20年度（平成20年12月20日公表）より約1ヶ月早く公表し、長期の周知期間を確保した。

（参考）

平成21年度採択件数168件中、同一活動に係る継続3年超の件数0件

#### 自己評価

平成20年度地球環境基金助成金の採択審査を厳正に履行した結果、採択件数205件中3年を超える助成案件はなく、年度計画を達成することができた。

なお、同一活動に係る助成継続年数の取扱いについて、平成21年度地球環境基金助成金交付要望募集要領にも明記した。

また、平成21年度募集要領においても、助成対象の裾野を広げるための「発展助成」を継続し、募集した。



② 助成の重点化等

【中期計画】

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。

【年度計画】

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に、重点化を図る。

また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。

平成 20 年度業務実績

(1) 助成対象分野及び海外助成対象地域の重点化

平成 20 年度採択案件において、

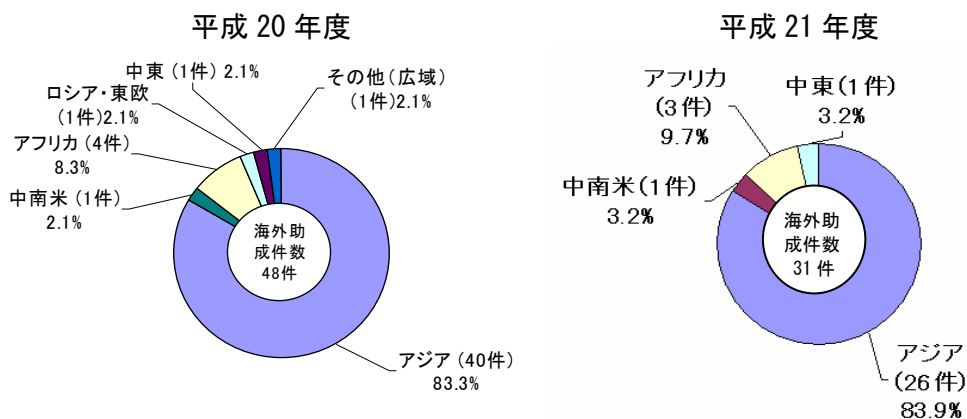
- ① 平成 20 年度助成において、重点配慮事項に掲げられている生物多様性保全、地球温暖化防止、循環型社会形成等の分野及び北海道洞爺湖サミットに関連する活動で 78%を採択した。
- ② 海外案件についてのアジア・太平洋地域への重点化率は 83%となった。

なお、平成 21 年度助成に関する重点配慮事項として地球温暖化対策、生物多様性保全及び 3R 対策などの国の政策を踏まえた内容を助成専門委員会（平成 20 年 11 月 18 日）に諮り、決定した。

（（資料－27）平成 21 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項）

（参考）

平成 21 年 4 月における採択案決定時において、海外助成案件のうちアジア・太平洋地域が占める割合は、84%となっている。





## 第2章 業務実績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (重点配慮事項)

- ・活動分野：地球温暖化防止、生物多様性の保全、循環型社会形成
- ・分野横断的活動：地域パートナーシップに基づく環境保全活動、環境教育等の人づくり、国際的な環境保全活動
- ・海外における助成対象地域：アセアン地域などのアジア太平洋地域での活動

( (資料-28) 海外採択一覧 (平成20年度) )

( (資料-29) 助成金交付手続き完了までのフロー (平成20年度) )

#### (2) 第三者による事後評価

平成20年9月の評価専門委員会において、平成19年度の評価結果、平成20年度の評価対象プロジェクトの選定及び評価視点の検討を行った。

事後評価先として、国内(7団体)及び海外(2団体)を選定し、平成20年11月～平成21年3月にかけて実施した。

また、平成19年度の評価結果については、対象団体に伝達するとともに、ホームページで公表した。

#### (参考) 平成19年度評価結果

活動名	活動分野	評点
日本における湿地のワイスユース(賢明な利用)事例紹介のDVD作成とシンポジウム開催	自然保護・保全・復元	C
環太平洋の森林保全に資する木造建築を全国に普及するための啓発事業	森林保全・緑化	C
環境災害被害(油汚染)に備えた市民参加型のビーチウォッチと海洋環境調査	大気・水・土壌環境保全	A
国内の温暖化対策レビューと地域の対策促進	地球温暖化防止	A
「ウッドマイルス関連指標及びツール」の国際的な普及開発活動	地球温暖化防止	B
石油から植物への転換～バイオマス市民リーダー養成事業	循環型社会形成	B
広範な国民に対して行う生ごみリサイクル普及啓発活動	循環型社会形成	B
牛乳パックリサイクル促進普及啓発活動の実施	総合環境教育	B
エコ・コミュニティづくりのための愛知県全域グリーンマッププロジェクト	総合環境教育	C
鹿児島島の温泉を訪ねて環境をまなぶエコツアー事業	総合環境教育	C
地球温暖化防止活動推進者を地域で指導、育成、支援できる専門家の養成	総合環境教育	B
水保病関連写真整理とデータベース化、及びインターネットによる情報発信	環境活動情報化	B
緑化による安全な道づくりまちづくり～全国展開モデルづくり	総合環境保全活動	A
日本・アジアの途上国において温暖化防止型・持続可能な福祉社会を実現する政策提言・啓発活動	総合環境保全活動	A
インドネシア北スマトラ州ルヌン川支流域における環境保全規則・条例の策定	森林保全・緑化	A
ラオス北部における住民の持続的な土地森林利用のための森林政策と水源林環境に関する調査・提言活動	総合環境教育	A

評点は、以下の5段階評価

- A ⇒極めて高く評価できる水準・状況・結果である。
- B ⇒ある程度高く評価できる水準・状況・結果である。
- C ⇒普通的水準・状況・結果である。
- D ⇒やや不満足な水準・状況・結果である。
- E ⇒極めて不満足な水準・状況・結果である。



## 第2章 業務実績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- (資料-30) 地球環境基金助成事業評価の流れ図)
- (資料-31) 平成20年度事後評価対象団体一覧)
- (資料-32) 平成20年度事後評価の視点)
- (資料-33) 平成19年度事後評価結果)

#### 自己評価

平成20年度採択案の審査において、年度計画に沿って助成対象分野及び対象地域の重点化を図り、平成21年度募集要領においても、助成対象分野及び対象地域の重点化を図る旨明記した。

また、評価専門委員会において、平成19年度の事後評価結果をとりまとめ、評価対象団体へフィードバックするとともに、ホームページで公表したほか、平成20年度の事後評価を計画どおり実施することができた。

#### 参考データ

- (資料-27) 平成21年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項
- (資料-28) 海外採択一覧(平成20年度)
- (資料-29) 助成金交付手続き完了までのフロー(平成20年度)
- (資料-30) 地球環境基金助成事業評価の流れ図
- (資料-31) 平成20年度事後評価対象団体一覧
- (資料-32) 平成20年度事後評価の視点
- (資料-33) 平成19年度事後評価結果



第2章 業務実績  
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

③ 処理期間の短縮

<p><b>【中期計画】</b> 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。</p> <p><b>【年度計画】</b> 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、振込日の分割を継続し、支払申請書受付から支払いまでの1件当たりの平均処理期間を平成15年度比10%短縮の水準を維持する。</p>
---

平成20年度業務実績

支払処理期間の短縮については、助成団体から提出される支払申請書の内容を精査の上、審査完了したものを各振込日の7日前に経理部門へ回し、処理期間の短縮を図ったことにより、中期計画における平均処理期間の短縮を図った。

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
処理期間 平均日数 (a)	31.24日	30.53日	28.71日	27.79日	27.21日	27.03日
短縮率 {1 - (a/平成15年度平均日数)} × 100	—	2.3%	8.1%	11.0%	12.9%	13.5%

(参考)

支払回数	申請締切日	振込日	処理件数
第1回	平成20年6月30日*	平成20年7月31日	6件
	平成20年7月29日	平成20年8月22日	76件
		平成20年8月29日	44件
第2回	平成20年9月30日	平成20年10月24日	72件
		平成20年10月31日	51件
第3回	平成20年11月25日	平成20年12月18日	72件
		平成20年12月25日	75件
第4回	平成21年2月27日	平成21年3月24日	64件
		平成21年3月31日	107件
第5回	平成21年3月31日	平成21年4月30日	166件

\* 北海道洞爺湖サミットに関連した活動については、前倒して第1回の支払いを行った。

注) 支払いは、領収書に基づき精算払いで行い、各振込日の7日前までに審査完了する。



## 第2章 業 務 実 績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 自己評価

処理期間の短縮について、中期目標・中期計画に定められた 10%短縮の目標を達成することができた。

今後とも、助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、振込日の分割を継続し、支払申請書受付から支払いまでの1件当たりの平均処理期間を維持していきたい。



## 第2章 業務実績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### ④ 第三者機関による評価を踏まえた対応

##### 【中期計画】

民間団体の代表者等の参加を得た委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。

##### 【年度計画】

民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。

また、平成 19 年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映させる。

#### 平成 20 年度業務実績

##### (1) 事前審査

平成 20 年度助成金交付について、助成専門委員会（平成 20 年 3 月 4 日及び 27 日）で厳正な審査を行い、地球環境基金運営委員会（平成 20 年 4 月 14 日）において 206 件を採択し、取下げられた 1 件を除く、205 件、718 百万円を交付決定した（特別助成平成 20 年 5 月 29 日、一般・発展助成同年 7 月 2 日）。また、採択結果（内定（平成 20 年 4 月 24 日）及び交付決定（同年 7 月 25 日））をホームページ等で公表した。

助成対象	件数	交付額(百万円)
イ. 国内民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動	44 件	178
ロ. 海外民間団体による開発途上地域の環境保全活動のための活動	8 件	26
ハ. 国内民間団体による国内の環境保全のための活動	153 件	514

（（資料－34）平成 20 年度助成金採択案件の内訳及び助成事業実績（確定）の推移）

（（資料－35）平成 21 年度助成金採択案件の内訳）

なお、平成 21 年度の地球環境基金助成金については、助成専門委員会（平成 20 年 11 月 18 日開催）において、地球環境基金助成金交付に係る具体的な募集要領、審査方針を策定し、募集に応じて提出された要望案件（508 件）について、助成専門委員会（平成 21 年 3 月 10 日、3 月 26 日）で審査を行った。





## 第2章 業務実績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

その結果、平成 21 年 4 月 6 日開催の地球環境基金運営委員会において採択審査を行い、その結果をホームページ等で公表した（平成 21 年 4 月 14 日）。

#### (2) 事後評価

平成 20 年 9 月の評価専門委員会において、平成 20 年度評価対象プロジェクトの選定、評価視点及び平成 19 年度に係る事後評価報告の検討を行った。平成 19 年度の事後評価の結果については、評価を受けた団体にフィードバックするとともに、ホームページで公表（平成 20 年 9 月 29 日）した。

また、評価結果を受けて評価専門委員会からの次の提言を踏まえて、平成 21 年度審査方針に反映させた。

- ① 海外案件の場合、活動する地域での活動実績はもとより地域の社会経済情勢や国民性を把握すること
- ② セミナーやシンポジウム等対外的な啓発活動においては、参加者数の把握やフォローアップ調査（アンケート調査の実施、集計・解析）を行うことにより効果を把握すること
- ③ ホームページにより情報発信を行う場合は、アクセスログの集計や解析を行うこと

事後評価については、海外 2 団体、国内 7 団体を選定し、平成 20 年 11 月から平成 21 年 3 月にかけて実施した。

（（資料－33）平成 19 年度事後評価結果）

#### 自己評価

募集要領及び審査方針の策定・審査、採択結果の公表を、計画どおり実施することができた。

また、評価専門委員会において、平成 19 年度に実施した事後評価結果をとりまとめ、ホームページで公表するとともに、平成 20 年度の事後評価を計画どおり実施することができた。

さらに、評価専門委員会からの提言を平成 21 年度募集要領及び審査方針に反映させた。

#### 参考データ

- （資料－34） 平成 20 年度助成金採択案件の内訳及び助成事業実績（確定）の推移
- （資料－35） 平成 21 年度助成金採択案件の内訳
- （資料－33） 平成 19 年度事後評価結果



⑤ 利用者の利便向上を図る措置

【中期計画】

- ア 募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより年度の早い時期に助成案件の内定及び交付決定通知を行う。
- イ 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ & Aを充実すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。
- ウ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。

【年度計画】

- ア 平成19年度の検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で募集及び内定を行い、交付決定の早期化を前年度と同水準で維持する。
- イ 助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図るため、募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするほか、ホームページ上での事業に係るQ & Aの充実等を推進する。
- ウ 助成先団体一覧及び活動事例をホームページで速やかに紹介し、より広範な情報提供を行う。

平成20年度業務実績

- ア 平成20年度地球環境基金助成金については、速やかに募集（平成20年1月4日～1月25日）を行い、助成案件の内定（同年4月15日）後、内定団体説明会（同年5月12日～19日の交付申請書の提出に当たっての団体との打合せ）を経て、同年7月2日付けで交付決定通知を送付した。

（参考）平成19年度 内定 平成19年4月17日  
交付決定 平成19年7月3日

- イ 平成20年度地球環境基金助成金に係る募集案内等は平成19年12月20日にホームページに掲載した。平成21年度地球環境基金助成金募集については、募集案内及び申請書様式（ダウンロード可）等の情報について、平成20年11月25日にホームページに掲載した。

また、ホームページに助成金等に係るQ & Aを掲載するとともに、利用者サイドに立って分かりやすいものとなるよう募集案内の体裁及び文言の見直しを行った。

さらに、地球環境基金助成金の広報の一環として、平成21年度の助成金募集に関する説明会を8回開催した（旭川、仙台、東京2回、大阪、広島、高知、佐賀）。



## 第2章 業務実績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ウ 平成 20 年度に交付決定した助成先団体一覧については、ホームページ（7月 25 日）及び地球環境基金便り第 25 号（8月 20 日発行）で公表した。

また、平成 19 年度活動報告集を作成し、平成 20 年 10 月に関係機関や団体等に配布するとともに、ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。

#### 自己評価

募集時期、内定及び交付決定の早期化を進めることができた。特に平成 21 年度地球環境基金助成金の募集案内を早期に決定し、約 1 ヶ月早く公表することができた。また、利用者サイドに立って募集案内の体裁及び文言の見直しを行うとともに、募集案内、申請様式及び助成団体一覧等の提供を年度計画どおり実施することができた。

また、地球環境基金を広く知ってもらうため、平成 21 年度助成金募集に関する説明会を開催し、周知・広報に努めた。

今後とも、内定等の時期を同水準で維持するとともに、速やかに情報提供を行っていききたい。



## 第2章 業務実績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (2) 振興事業に係る事項

##### ① 調査事業の重点化

###### 【中期計画】

調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

###### 【年度計画】

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。  
なお、環境保全に関する協働活動推進モデル事業については、環境パートナーシップに関する国等の施策の充実を踏まえ、平成20年度限りで廃止する。

#### 平成20年度業務実績

- (1) 調査事業については、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿って、環境NGO総覧作成調査を実施した。

平成19年度に実施した全国約16,300団体に対するアンケート調査により回答が得られたデータをもとに、「平成20年度版環境NGO総覧」を作成し、関係機関等（全国図書館、自治体等）に送付（平成20年11月14日）するほか、ホームページで公開した。

- (2) 民間団体等のニーズを把握するため、「環境NGOと市民の集い」等の講座において、アンケート調査を実施した。

なお、環境保全に関する協働活動事業推進モデル事業（環境創造リーグ）については、環境パートナーシップに関する国等の施策の充実を踏まえ、平成20年度は実施せず、事業を廃止した。

（（資料－36）平成20年度研修事業参加者アンケートによる意見・要望等一覧）

#### 自己評価

平成19年度の調査データをもとに、計画どおり平成20年度環境NGO総覧を発行することができた。

また、ニーズ調査方法として、講座等を活用して民間団体等からニーズを把握することができた。

#### 参考データ

（資料－36）平成20年度研修事業参加者アンケートによる意見・要望等一覧



第2章 業 務 実 績  
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質  
の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

② 研修事業の効果的な実施

【中期計画】

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

【年度計画】

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させ、質の向上を図るため、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 70%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。

また、環境NGOの研修ニーズの変化等を踏まえ、研修講座の一部を廃止するとともに、情報提供事業及び研修事業の実施に当たって、競争入札等の導入拡大を図る。

平成 20 年度業務実績

研修事業として、8種・20 講座を開催し、講座受講者等に対し、カリキュラム等の評価及びニーズの把握のためのアンケート調査を実施した。

また、平成 19 年度のニーズ調査結果等を基に、新規に地球温暖化防止分野と生物多様性保全分野について環境保全戦略講座を開催したほか、環境NGOと市民の集いにおいて、「市民・NGO・企業が協働して生物多様性の豊かな社会へ」、「環境保全活動を伝え、共感を得るためのコミュニケーション術」など地域の特徴を生かしたカリキュラムに反映させ開催した。

アンケート回答者のうち、全ての講座において有効回答者の 70%以上から「有意義であった」との評価を得た。

さらに、環境NGO研修ニーズの変化等を踏まえ、研修講座のうち会計講座を組織運営講座に統合メニュー化することで廃止するとともに、契約における透明性及び公平性の確保という観点から、研修事業の全講座において企画競争を導入した。

区分	種類	講座数	参加者数 (人)	有意義回答率 (%)
環境NGOの集い	(1種類)	(8開催)	(919)	(96)
	1種類	6開催	897	96
研修講座	(9種類)	(18講座)	(468)	(98)
	7種類	14講座	363	99
全体	(10種類)	(26講座)	(1,387)	(97)
	8種類	20講座	1,260	97

※ 上段（ ）書きは、前年度の数値で、アンケート回収数には無効回答数を含む。



## 第2章 業務実績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置



環境NGOと市民の集い（中国・四国ブロック）



海外派遣研修（タイ東北部：農業活動体験）



環境保全戦略講座（生物多様性保全分野）



環境NGO活動入門講座（香川県高松市）

（（資料－37）平成20年度研修事業アンケート結果）

（（資料－38）平成20年度研修事業開催内容一覧）

### 自己評価

受講者に対するアンケートの結果、すべての講座で有効回答者の70%以上から「有意義であった」との高い評価を得ることができた。

また、平成19年度のニーズ調査結果を基に、新規に地球温暖化防止分野と生物多様性保全分野について環境保全戦略講座を開催したほか、環境NGOと市民の集いにおいて、「市民・NGO・企業が協働して生物多様性の豊かな社会へ」、「環境保全活動を伝え、共感を得るためのコミュニケーション術」など、地域の特徴を生かしたカリキュラムに反映させ開催した。



## 第2章 業務実績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

さらに、環境NGO研修ニーズの変化等を踏まえ、研修講座のうち会計講座を廃止するとともに、研修事業の全講座において企画競争を導入して、契約における透明性及び公平性を確保することができた。

#### 参考データ

- (資料-37) 平成20年度研修事業アンケート結果
- (資料-38) 平成20年度研修事業開催内容一覧



(3) 地球環境基金の運用等について

【中期計画】

民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

【年度計画】

民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図るため、引き続き積極的に募金等の活動を行う。また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

平成20年度業務実績

(1) 募金活動等

- ・地球環境基金事業の役割に対する一層の理解が得られるよう、ホームページの改修、広報誌の作成を行った。
- ・ホームページや広報誌に民間団体による環境保全活動の状況や基金の造成状況、助成件数や助成金の推移を掲載した他、ご寄付をいただいた方々の名称・氏名を掲載した。さらに様々な寄付の事例などを掲載したパンフレットを作成し、企業等に配布するなど一層の理解が得られるように努めた。
- ・また、環境関連イベントや機構が行う研修講座等の場を活用し、地球環境基金の認知度を高めることを目的とした募金活動を行った。
- ・さらに、民間企業等に寄付、募金箱の設置等に関する積極的な働きかけを行い、(株)ファミリーマート、ボッシュ(株)、岡崎信用金庫等からの寄付受入れを行った。
- ・以上の結果、平成20年度の寄付金受入総額76,598千円を加えて、平成16年度からの累計額が226,192千円となり、中期計画に掲げた目標額(平成15年度末までの5カ年間の出えん金の総額64,207千円)を達成した。

平成16年度：15,431千円

平成17年度：14,112千円

平成18年度：51,418千円

平成19年度：68,633千円

平成20年度：76,598千円





第2章 業務実績  
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質  
の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

地球環境基金造成状況

(単位：件、百万円)

区分	5～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計
政府	9	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	16
出資金	5,900	500	2,500	500	0	0	0	0	0	0	0	9,400
民間等	1,919	994	883	690	475	392	877	372	665	738	566	8,571
出えん金	4,170	11	8	18	13	13	15	14	51	69	77	4,459
合計	1,928	996	886	692	475	392	877	372	665	738	566	8,587
	10,070	511	2,508	518	13	13	15	14	51	69	77	13,859

注) 累計金額と各年度における金額の積算値とは、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(2) 基金運用状況

平成 20 年度中に満期を迎えた財政融資資金預託金 (1,450 百万円)、金融債 (750 百万円) について、地球環境基金の運用方針に基づき、安全かつ有利な運用に努めた。

(参考) 地球環境基金運用状況 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円、%)

	期末残高	構成割合	収入	利率
千葉県地方債	800	5.8	14	1.77
大阪市公募公債	320	2.3	0	1.67
財政融資資金預託金	12,740	91.9	174	1.36
計	13,860	100.0	188	1.36

- \* 大阪市公募公債は平成 21 年 3 月 4 日購入のため収入はない。
- \* 購入時の千葉地方債は AA+ (R&I)、大阪市公募公債は AA+ (JCR)。
- \* 収入の期間は平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月。

(資料-39) 地球環境基金の運用方針について

**自己評価**

民間企業からの寄付金受入れに関し積極的に活動した結果、基金創設以降、最大の寄付金額 (公益補助金を除く。) となり、中期計画における寄付の受入目標額を大きく上回る寄付金受入れを達成することができた。基金の更なる積増しを図るため、引き続き基金の拡充に向けて、募金等の活動に努めていきたい。

また、地球環境基金の運用については、安全かつ有利な運用を行うことができた。

**参考データ**

(資料-39) 地球環境基金の運用方針について



第2章 業務実績  
 II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務

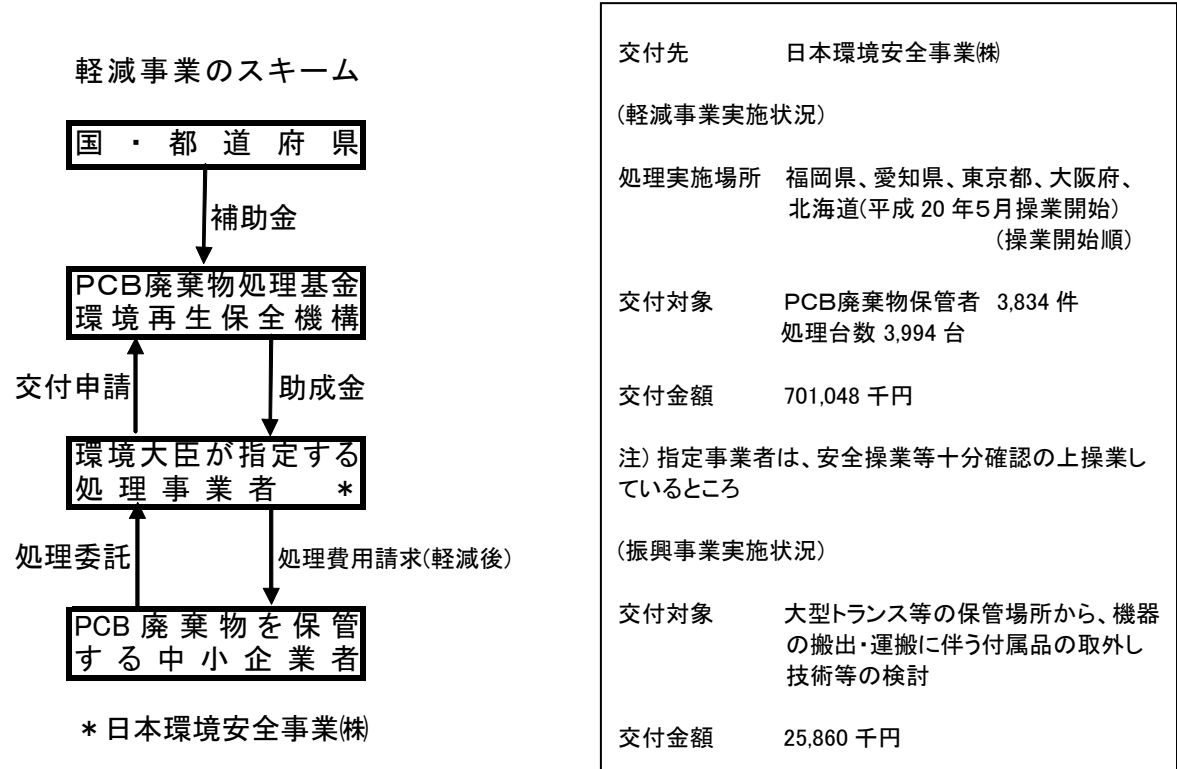
<p>【中期計画】</p> <p>助成金交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>助成金交付の透明性・公平性を確保するため、事業の採択及び助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。</p>
---

平成20年度業務実績

環境大臣が指定する処理事業者から中小企業者等の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の軽減に関する助成金交付申請を受けて、助成金を交付した。

実施状況についてはホームページで公表した。(平成20年7月2日、平成20年10月2日、平成21年1月8日)

また、環境大臣が指定する処理事業者からポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての研究・研修の振興促進に関する助成金交付申請を受けて、助成金を交付した。



(資料-40-①) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務について  
 (資料-40-②) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用方針について



## 第2章 業 務 実 績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 自己評価

助成金交付要綱に基づいて事業を採択し、助成金を円滑に交付するとともに、助成対象事業の実施状況についてホームページで公表することができた。

#### 参考データ

- (資料-40-①) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務について
- (資料-40-②) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用方針について



## 第2章 業務実績

### Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 4 維持管理積立金の管理業務

##### 【中期計画】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

##### 【年度計画】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

また、維持管理積立金の適正な運用を図る。

#### 平成 20 年度業務実績

積立者を管理する都道府県に対し、維持管理積立金の積立状況を通知（平成 20 年 6 月 27 日）するとともに、積立者に積立金の払込手続き等について通知した。また、維持管理積立金システムについて、新システムの構築作業を実施した。

平成 19 年 12 月 24 日閣議決定された独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、維持管理積立金の適正な運用を図るため、維持管理積立金の利息に関する規程及び維持管理積立金管理細則を改正し、平成 20 年 2 月から資金運用を開始したところであり、新たに国債（100 億円）を購入した。（平成 20 年 11 月）

また、積立者に対して、預り証書の発行及び運用利息額等の通知を実施した。

なお、平成 20 年度末における積立金残高は、43,140 百万円となっている。

（（資料－40－③）維持管理積立金管理業務について）

（（資料－40－④）維持管理積立金の運用方針について）

（参考）独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

「最終処分場維持管理積立金について、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用する。」

#### 自己評価

積立者に対する積立金の払込みの通知を、適切に行うことができた。また、入金及び払込み確認を適切に行うことにより、預り証書の発行及び運用利息額等の通知についても、適切に実施することができた。また、維持管理積立金の管理のための新たなシステムを構築するとともに、安全性の確保を優先しつつ適切な運用を行うことができた。

#### 参考データ

（資料－40－③）維持管理積立金管理業務について

（資料－40－④）維持管理積立金の運用方針について



5 石綿健康被害救済業務

(1) 制度に関する情報提供

【中期計画】

- ① 救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、確実かつ広範な広報を実施する。
- ② 石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。
- ③ 制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し、制度及び申請手続きの説明を行う。  
また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるようにマニュアルの整備を図ることにより、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。
- ④ 無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、情報内容の改善を図るとともに、制度運営状況について公表する。

【年度計画】

- ① 救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び新聞一般紙、専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、確実かつ広範な広報を実施する。
- ② 石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置く。また、機構ホームページに掲載している申請手続き、記載例等については、適宜、見直しを行う。
- ③ 制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や、機構内に相談窓口を設け来訪者に対し制度及び申請手続きの説明を行う。  
また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるように作成しているマニュアルについては、適宜、見直しを行う。
- ④ 無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取・整理し、ホームページの充実を図るとともに、制度の運営状況について公表する。

平成20年度業務実績

(1) 平成20年度においては、改正法施行日（平成20年12月1日）及び法施行3周年（平成21年3月27日）を重点において広報計画を策定し、次のとおり広範な広報を実施した。

（（資料－41）石綿健康被害救済制度平成20年度広報実施計画（概要））

① 一般への広報周知

ア) マスメディア等による広報



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

新聞、雑誌、ラジオ、ポスター、インターネット等を幅広く用いて、制度の広報を実施した。

- a. 全国紙：読売新聞、朝日新聞、毎日新聞に広報を掲載した。
- b. 地方紙：北海道新聞ほか全国47地方紙に広報を掲載した。
- c. スポーツ紙：日刊スポーツ等3紙に広報を掲載した。
- d. 週刊誌・月刊誌：週刊朝日、女性自身、JR時刻表等に広報を掲載した。
- e. ラジオ放送：TBS放送（1回）、文化放送（2回）で広報を実施した。
- f. ポスター、ちらしの配布：改正法の施行に伴い、新たにポスター（18万枚）、ちらし（90万枚）を作成し、都道府県及び関係団体、医療機関等に配布した。
- g. インターネットを利用したリスティング広告を実施した。  
（資料－42）新聞・雑誌等での広報一覧）

イ）特定地域住民への広報

- a. 自治体広報誌：尼崎市等自治体発行の広報誌への折込ちらしによる戸別配布等を実施した。
- b. 公共交通機関：JR各社、阪神等の私鉄について、患者の多い地域を通る路線の主要駅にポスターを掲出した。
- c. 大都市圏を中心にリビング紙に広報を掲載した。
- d. 郵便局：過去出稼ぎが盛んであったといわれる地域（青森県、岩手県、秋田県）及び患者の多い地域（尼崎市等）において、広告を入れた現金納入袋を郵便局に備え置いた。  
（資料－43）特定地域住民への広報一覧）

ウ）特定業種向け広報

- a. 建設・専門工事関係  
「建設工事&建設リサイクル」誌及び地方建設新聞29紙に掲載した。  
全国管工事業協同組合連合会の機関誌に掲載した。
- b. 自動車整備関係：車両整備専門誌に掲載した。
- c. 廃棄物処理関係：全国産業廃棄物連合会主催の会議で制度の説明を行うとともに、月刊誌に掲載した。
- d. その他関係団体に協力を依頼した。  
（資料－42）新聞・雑誌等での広報一覧）

エ）患者及び遺族等への広報

- 通院又は入院している患者及び家族の方に向け、「ヘルス&TODAY」等一般患者向け医療系雑誌4誌に広報を掲載した。  
（資料－42）新聞・雑誌等での広報一覧）

オ）関係省庁との連携

- a. 政府広報による救済制度の周知：テレビ放映2回、ラジオ放送1回を実施した。
- b. 行政機関及び関係団体に対する制度周知の協力依頼



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

国土交通省、環境省及び厚生労働省の所管課から関係地方公共団体及び各業界団体に対しポスター等の掲出要請を実施した。

カ) 自治体等開催の会議で救済制度の講演等（12回）の実施。

（資料－44）自治体等開催会議一覧）

キ) その他

- a. 医療関係者及び保健所担当者等に救済制度を解説したDVD「アスベスト健康被害と救済」を配布した。
- b. 「平成19年度石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」を作成し、ホームページへの掲載及び記者発表を行うとともに、都道府県及び保健所等に配布した。

② 医療機関、医療従事者への広報周知

ア) 医療機関に対する広報周知

- a. 全国の国立病院機構等491の医療機関に、医師向けの手引き「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」の改訂版を配布した。
  - b. 日本医師会等に依頼し、関係医療機関及び医療従事者に対し、専用ホームページでの周知を行うとともに、医師向けの手引き「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」の改訂版及びポスター、ちらしを配布した。
- （資料－45）広報周知を行った医療機関等一覧）

イ) 学会等での広報

- a. 中皮腫、肺がんに関わる各医学会（含む地方会）の開催に併せて、セミナーを7回開催し、中皮腫及び肺がんの診断等に関する講演、パンフレット等の配布を行うとともに、効果を測定するためアンケート調査を実施した。
- （資料－46）学会等で開催したセミナー一覧）
- b. 日本呼吸器学会など7学会で医師向けの手引き「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」の改訂版を配布した。

ウ) 医師・看護師向け広報

医師及び看護師向けの専門誌「画像診断」、「病理と臨床」等5誌に制度の広報を掲載した。

（資料－42）新聞・雑誌等での広報一覧）

③ 施行前死亡者の遺族への周知（周知事業）

自治体が保管する死亡小票により、中皮腫による施行前死亡者を抽出し、未請求の方々へ救済制度の案内を実施した。

47 都道府県、64 保健所設置市、22 特別区 周知対象件数 1,390 件



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 法改正に伴い、石綿健康被害者及びその遺族等の方が速やかに手続きが行えるように、必要な措置を講じた。

法改正に伴い既存手引き、パンフレット等の改定を行うとともに、機構ホームページの申請手続き、記載例等について更新した。

(資料-47) 機構ホームページ中「アスベスト(石綿)健康被害」のページアクセス数の推移)

(3) 制度に関する相談、質問事項に対応するため、以下のような措置を講じた。

ア) 法改正に伴う問合せの増加に適切に対応するため、法改正後(平成20年12月~平成21年2月)、フリーダイヤルの回線を増設(3回線から5回線)するとともに、電話対応のための人員を増員(3人)した。

イ) 法改正の内容とそれに伴う手続き等について、保健所等担当者向け説明会を全国6箇所で開催した。(平成20年10月~11月)

(資料-47) 保健所等担当者説明会開催一覧及びアンケート結果)

(4) 無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、整理した。制度の運営状況について、逐次ホームページで公表した。

また、医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定について、認定等決定の都度、その件数(都道府県別認定内訳書添付)の記者発表(投げ込み)も行った。

なお、アスベストサイトへのアクセスをしやすいように、検索性数の多い「アスベスト(石綿)」に表示の変更を行った。

(資料-49) 電話相談件数・相談内容)

(資料-50) ホームページ公表・記者発表概要)

自己評価

これまでの広報実績を踏まえて、より効果的な広報を行うとともに、法改正にともなうきめ細かな広報を実施した。

今後も引き続き広範な広報活動を繰り返し実施することにより、本制度の対象となる方々及び医療従事者等関係者に的確な情報が伝わるように努めていく。

また、パンフレット、申請の手引などの資料やホームページについて、意見や要望を踏まえ、必要に応じた見直しを図っていくこととする。

参考データ

(資料-41) 石綿健康被害救済制度平成20年度広報実施計画(概要)

(資料-42) 新聞・雑誌等での広報一覧

(資料-43) 特定地域住民への広報一覧

(資料-44) 自治体等開催会議一覧

(資料-45) 広報周知を行った医療機関等一覧





Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- (資料-46) 学会等で開催したセミナー一覧
- (資料-47) 「アスベスト(石綿)健康被害」のページアクセス数の推移
- (資料-48) 保健所担当者向け説明会開催一覧及びアンケート調査結果
- (資料-49) 電話相談件数・内容
- (資料-50) ホームページ公表・記者発表概要



(2) 石綿健康被害者の認定

【中期計画】

認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速な処理を行う。  
また、実施状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。

【年度計画】

認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルに基づき、迅速な処理を行う。  
また、受付、審査等の処理状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。

平成20年度業務実績

平成20年度の認定等の状況

(1) 療養中の方からの認定申請受付状況及び認定等の状況

平成20年度においては、平成19年度までの受け付け審査中であった499件と新資料の提出による再審査9件を含む1,500件について審査を行い、708件の認定を行った。不認定と取下げを含めると1,090件(72.7%：平成19年度実績68.5%)について処理が終了した。この他、医学的判定に進んでいるものが232件(15.5%)ある。

( (資料-51) 認定申請、特別遺族弔慰金等請求に係る受付、医学的判定及び認定等フロー)



第2章 業務実績

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

平成 21 年 3 月末現在

項目		中皮腫	肺がん	その他	計	割合	
19 年度までの受付分	医学的判定中	186 件 (175 件)	86 件 (100 件)	—	272 件 (275 件)	72.7% (68.5%)	
	医学的判定の準備中	—	—	—	227 件 (234 件)		
20 年度受付分		688 件 (771 件)	270 件 (269 件)	34 件 (33 件)	992 件 (1,073 件)		
※ 新資料の提出による審査再開件数		7 件 (0 件)	2 件 (0 件)	0 件 (0 件)	9 件 (0 件)		
計		—	—	—	1,500 件 (1,582 件)		
20 年度処理状況							
認定		566 件 (525 件)	142 件 (117 件)	—	708 件 (642 件)	47.2% (40.6%)	72.7% (68.5%)
不認定		71 件 (105 件)	106 件 (125 件)	4 件 (24 件)	181 件 (254 件)	12.1% (16.0%)	
取下げ		115 件 (97 件)	68 件 (73 件)	18 件 (17 件)	201 件 (187 件)	13.4% (11.9%)	
医学的判定に進んでいるもの		144 件 (186 件)	88 件 (86 件)	—	232 件 (272 件)	15.5% (17.2%)	
計		896 件 (913 件)	404 件 (401 件)	22 件 (41 件)	1,322 件 (1,355 件)	88.1% (85.7%)	
医学的判定の準備中のもの		—	—	—	178 件 (227 件)	11.9% (14.3%)	

注：（ ）は前年度の実績

※は、条件付不認定となった後に、新資料の提出があり、審査を再開した件数

<医学的判定に進んでいるもの及び医学的判定の準備中のものに係る状況>

ア.医学的判定に進んでいるもの：232 件

平成 21 年 3 月末現在

年度	受付月	追加資料依頼中	医学的判定中
平成 19 年度	4-6 月	1	0
	7-9 月	1	1
	10-12 月	4	0
	1-3 月	6	0
平成 20 年度	4-6 月	20	3
	7-9 月	32	2
	10-12 月	69	4
	1-3 月	42	47
計		175	57



第2章 業務実績

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

イ. 医学的判定の準備中のもの：178件 平成21年3月末現在

年度	受付月	件数
平成18年度	—	1
平成19年度	4-6月	1
	7-9月	4
	10-12月	1
	1-3月	10
平成20年度	4-6月	17
	7-9月	16
	10-12月	22
	1-3月	106
計		178

(2) 施行前死亡者の遺族からの特別遺族弔慰金等請求書受付状況及び認定等の状況

平成20年度においては、平成19年度までの受け付け審査中であった129件を含む1,091件について審査を行い、486件の認定を行った。不認定と取下げを含めると594件(54.4%：平成19年度実績81.9%)について処理が終了した。この他、医学的判定に進んでいるものが39件(3.5%)ある。なお、962件のうち691件が平成20年12月以降にあったものである。

平成21年3月末現在

項目		中皮腫	肺がん	その他	計	割合			
19年度までの受付分	医学的判定中	6件 (3件)	63件 (97件)	—	69件 (100件)				
	機構において審査中	—	—	—	60件 (259件)				
20年度請求書受付分		858件 (250件)	87件 (87件)	17件 (15件)	※1 962件 (352件)				
計		—	—	—	1,091件 (711件)				
20年度処理状況									
認定		458件 (279件)	28件 (41件)	—	※2 486件 (320件)	44.5% (45.0%)	54.4% (81.9%)		
不認定		4件 (23件)	77件 (169件)	0件 (8件)	81件 (200件)	7.41% (28.1%)			
取下げ		15件 (29件)	10件 (25件)	2件 (8件)	27件 (62件)	2.4% (8.7%)			
医学的判定に進んでいるもの		4件 (6件)	35件 (63件)	—	39件 (69件)	3.5% (9.7%)			
計		481件 (337件)	150件 (298件)	2件 (16件)	633件 (651件)	58.0% (91.6%)			
機構において審査中のもの		—	—	—	458件 (60件)	42.0% (8.4%)			

注：( )は前年度の実績

※1 962件のうち、660件は、周知事業の結果、11月～3月に請求があったもの



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

※2 486 件のうち、285 件は、周知事業の結果、認定されたもの

<医学的判定に進んでいるもの及びその他審査中のものに係る状況>

ア. 医学的判定に進んでいるもの：39 件 平成 21 年 3 月末現在

年度	受付月	追加資料依頼中	医学的判定中
平成 18 年度	—	3	0
平成 19 年度	4-6 月	2	0
	7-9 月	1	0
	10-12 月	0	0
	1-3 月	8	0
平成 20 年度	4-6 月	9	0
	7-9 月	11	0
	10-12 月	2	2
	1-3 月	0	1
計		36	3

イ. その他審査中のもの：458 件 平成 21 年 3 月末現在

年度	受付月	件数
平成 18 年度	—	0
平成 19 年度	—	0
平成 20 年度	4-6 月	6
	7-9 月	4
	10-12 月	45
	1-3 月	403
計		458

(3) 未申請死亡者の遺族からの請求受付状況及び認定等状況

平成 20 年 12 月の制度改正により、未申請死亡者の遺族から 120 件の請求を受け付け審査し、7 件の認定と取下げ 2 件についての処理を終了した。この他、医学的判定に進んでいるものが 47 件ある。

平成 21 年 3 月末現在

区分	中皮腫	肺がん	その他	計	割合	
20 年度受付分	85 件	34 件	1 件	120 件		
20 年度処理状況						
認定	5 件	2 件	—	7 件	5.8%	7.5%
取下げ	1 件	1 件	—	2 件	1.7%	
医学的判定に進んでいるもの	33 件	14 件	—	47 件	39.2%	
計	39 件	17 件	—	56 件	46.7%	
医学的判定の準備中のもの	—	—	—	64 件	53.3%	



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- (資料－５２) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況（平成20年度受付分）
- (資料－５３) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況（法施行日から平成21年3月31日までの累計）
- (資料－５４) 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る都道府県別認定状況（平成20年度認定分）
- (資料－５５) 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る都道府県別認定状況（法施行日から平成21年3月31日までの累計）

**自己評価**

平成20年度は、2,074件の申請書・請求書を受け付け、平成19年度までの受け付け審査中のもの628件と新資料の提出による再審査9件を加えた、2,711件の審査を行った。うち療養者については1,500件に対し1,090件、施行前死亡者については1,091件に対し594件、また未申請死亡者については120件に対し9件の認定等を行った。

平成21年3月末までの認定申請等の累計は7,424件であり、認定等が終了したものは6,406件となり、9割弱の処理を行った。

今後も、執務マニュアルに基づき適正かつ迅速に処理を行っていくこととする。

**参考データ**

- (資料－５１) 認定申請、特別遺族弔慰金等請求に係る受付、医学的判定及び認定等フロー
- (資料－５２) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況（平成20年度受付分）
- (資料－５３) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況（法施行日から平成21年3月31日までの累計）
- (資料－５４) 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る都道府県別認定状況（平成20年度認定分）
- (資料－５５) 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る都道府県別認定状況（法施行日から平成21年3月31日までの累計）



## (3) 救済給付の支給

## 【中期計画】

- ① 救済給付の支給の請求について、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速かつ適正な審査、支給を行う。
- ② 救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を行い、ニーズを把握するとともに、手続きの改善等を行うことにより、利便性の向上を図る。

## 【年度計画】

- ① 救済給付の支給の請求について、執務マニュアルに基づき、適切な処理を行う。  
また、救済給付の支給状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。
- ② 救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を実施する。

## 平成 20 年度業務実績

## (1) 救済給付の支給について

平成 20 年度は、被認定者に係る医療費等として 1,698 百万円、また施行前死亡者の遺族に対する特別遺族弔慰金等として 1,230 百万円、合わせて 2,927 百万円の支給を行った。

## &lt;医療費、療養手当、葬祭料、救済給付調整金、特別遺族弔慰金等の支給実績&gt;

平成 21 年 3 月 31 日現在

救済給付の種類	件数 (注)	金額
医療費 (うち、法改正による追加給付分)	9,624 件 (164 件)	316,617 千円 (35,735 千円)
療養手当 (うち、法改正による追加給付分)	3,867 件 (168 件)	1,034,398 千円 (177,159 千円)
葬祭料	391 件	77,809 千円
救済給付調整金 (うち、改正法により調整した給付)	127 件 (33 件)	269,047 千円 (55,970 千円)
特別遺族弔慰金・特別葬祭料	410 件	1,229,590 千円
計	14,419 件	2,927,461 千円

(注) 支給件数ベース



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 被認定者等の意見等の把握

ア) 被認定者等に対するアンケート

被認定者等に対して、認定申請に際しての申請手続きや申請相談等が円滑に行われているか、意見があるか等の実態を把握するため、認定時及び現況届の提出時にアンケートを実施した。

(主な問いと回答内容については、「(資料—56) 認定患者に対するアンケート結果概要」「(資料—57) 石綿健康被害医療手帳交付者に対するアンケート結果概要」、「(資料—58) 特別遺族弔慰金等認定者に対するアンケート結果概要」を参照)

イ) アンケートの集計結果の反映

石綿健康被害救済制度については、新聞広報や主治医からの説明により知った住民が多かったことから、これら広報の充実を図った。

**自己評価**

救済給付金の支給については、適正かつ迅速に支給を行うことができた。

平成21年度においてもアンケート結果等を踏まえ、広報や事務処理に反映させる。

**参考データ**

- (資料—56) 認定患者に対するアンケート結果概要
- (資料—57) 石綿健康被害医療手帳交付者に対するアンケート結果概要
- (資料—58) 特別遺族弔慰金等認定者に対するアンケート結果概要





(4) 申請者、請求者情報の管理

【中期計画】

申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請から給付に至る情報を管理するための情報処理システムを構築する。

【年度計画】

申請者・請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、個人情報保護の高度化を図る。

平成 20 年度業務実績

(1) 申請者、請求者情報の管理

個人情報が記載された書類は、鍵付書庫への保管と、会議等で配付する場合であってもその回収及び廃棄など厳重な管理を徹底した。

(2) 情報処理システムの管理

法改正に伴い、認定・給付システムの新たな課題を整理するとともに、当該システム内における個人情報保護の高度化の実現方策を含め、当該システムの見直し方針を策定し、この見直し方針に基づく情報処理システムの再構築に向けた作業を開始した。

自己評価

法改正を機に、当該システム内における個人情報保護の高度化の実現方策を含めた見直し方針を策定し、個人情報の保護に努めた。

法改正に伴い、より一層の個人情報保護の高度化実現を含めた情報システムの再構築に向けた作業を開始した。



(5) 救済給付費用の徴収

【中期計画】

- ① 船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の適正な徴収を図るため、納付義務者に対し、上記(1)の情報提供を通じて制度への理解を求め、平成19年4月より拠出金を徴収する。
- ② 納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページにおける説明資料の充実を図る。

【年度計画】

- ① 船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金について、引き続き関係機関との連携を図り、適正な徴収及び収納を行う。
- ② 納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページ等の充実を図る。

平成20年度業務実績

- (1) 関係機関と連携を図り、船舶所有者及び特別事業主から拠出金の徴収・収納を適正に行った。

拠出金の徴収状況

・一般拠出金（船舶所有者）	12,697千円	4,330件
・特別拠出金（特別事業主）	334,791千円	4件

〔参考〕

・一般拠出金（労災保険適用事業主）	7,226,968千円
・都道府県拠出金	923,770千円
・国（事務費）	505,000千円

なお、一般拠出金のうち船舶所有者からの拠出金については、毎年度、納付期限後に未納付者に対する催促を3回程度実施しており、納付見込み総額に対する納付率は89.4%(前年度89.0%)となった。

- (2) 納付義務者からの相談、質問事項に対応、申告に関する手引やホームページ等の充実を図った。

ア) 申告に関する手引とパンフレット等の作成

納付義務者が申告、納付の際に簡便な作業で行えるよう、申告に関する手引とパンフレットを作成し、申告書、納付書の送付時に同封した。



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

なお、パンフレットについては、船舶所有者のほか地方運輸局、漁業組合連合会、関係団体等へも配付し、さらなる周知の協力を求めた。

また、船員保険会から船舶所有者に送付する健康診断の通知に同封願うチラシを作成し、船員保険会に対応を依頼した。

イ) ホームページの更新

抛及及び納付手続きへの理解を深めるために作成した抛出金に係るホームページを更新した。

**自己評価**

船舶所有者からの一般抛出金については、関係機関との連携を図るとともに、未納者への催促を効果的に行うことにより、適正かつ円滑に徴収し収納することができた。



Ⅲ 予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画

- (1) 予算(人件費の見積含む。)
- (2) 収支計画
- (3) 資金計画

【年度計画】

(1) 予算

- ① 総計 別表-1
- ② 公害健康被害補償予防業務勘定 別表-2
- ③ 石綿健康被害救済業務勘定 別表-3
- ④ 基金勘定 別表-4
- ⑤ 承継勘定 別表-5

(2) 収支計画

- ① 総計 別表-6
- ② 公害健康被害補償予防業務勘定 別表-7
- ③ 石綿健康被害救済業務勘定 別表-8
- ④ 基金勘定 別表-9
- ⑤ 承継勘定 別表-10

(3) 資金計画

- ① 総計 別表-11
- ② 公害健康被害補償予防業務勘定 別表-12
- ③ 石綿健康被害救済業務勘定 別表-13
- ④ 基金勘定 別表-14
- ⑤ 承継勘定 別表-15



## 平成20年度計画予算（総計）

別表-1

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	2,197	2,197	0
国庫補助金	5,956	5,933	△23
その他の政府交付金	17,887	17,878	△9
都道府県補助金	2,000	2,000	0
長期借入金	8,900	4,300	△4,600
環境再生保全機構債券	5,000	4,998	△3
業務収入	62,944	66,729	3,785
受託収入	0	10	10
運用収入	1,536	1,441	△95
その他収入	1,324	1,092	△233
計	107,745	106,577	△1,168
[支出]			
業務経費	79,735	65,614	△14,120
公害健康被害補償予防業務経費	62,903	59,452	△3,451
うち人件費	183	136	△48
石綿健康被害救済業務経費	8,786	4,383	△4,403
うち人件費	435	309	△126
基金業務経費	7,801	1,549	△6,253
承継業務経費	244	230	△14
受託経費	0	10	10
借入金等償還	31,213	31,213	0
支払利息	2,625	2,216	△409
一般管理費	732	602	△130
人件費	1,246	1,030	△216
計	115,550	100,684	△14,866

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	527	527	0
国庫補助金	256	233	△23
その他の政府交付金	10,155	10,146	△9
業務収入	45,507	42,189	△3,318
運用収入	1,273	1,141	△132
その他収入	86	141	55
計	57,804	54,376	△3,428
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	62,903	59,452	△3,451
うち人件費	183	136	△48
一般管理費	235	189	△46
人件費	589	543	△45
計	63,727	60,185	△3,542

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	7,732	7,732	0
業務収入	1,274	1,271	△3
受託収入	0	10	10
その他収入	4	377	373
計	9,010	9,390	379
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	8,786	4,383	△4,403
うち人件費	435	309	△126
受託業務費	0	10	10
一般管理費	183	157	△25
人件費	42	25	△17
計	9,010	4,575	△4,436

別表-4

(基金勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	844	844	0	
国庫補助金	2,000	2,000	0	
都道府県補助金	2,000	2,000	0	
運用収入	263	300	37	
その他収入	1,202	345	△857	
計	6,309	5,489	△820	
[支出]				
業務経費				
基金業務経費	7,801	1,549	△6,253	
一般管理費	98	125	27	
人件費	200	171	△29	
計	8,099	1,844	△6,255	

別表-5

(承継勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	826	826	0	
国庫補助金	3,700	3,700	0	
長期借入金	8,900	4,300	△4,600	
環境再生保全機構債券	5,000	4,998	3	
業務収入	16,163	23,269	7,106	
その他収入	32	229	197	
計	34,621	37,322	2,701	
[支出]				
業務経費				
承継業務経費	244	230	△14	
借入金等償還	31,213	31,213	0	
支払利息	2,625	2,216	△409	
一般管理費	216	130	△86	
人件費	415	291	△124	
計	34,713	34,080	△633	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。



## 平成20年度収支計画（総計）

別表-6

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	92,950	82,503	△10,447
經常費用	92,950	82,503	△10,447
公害健康被害補償予防業務経費	62,973	59,432	△3,542
石綿健康被害救済業務経費	8,786	4,482	△4,303
基金業務経費	7,801	1,663	△6,138
承継業務経費	8,674	12,948	4,274
一般管理費	2,188	1,618	△569
減価償却費	82	84	2
雑損	0	18	18
財務費用	2,446	2,258	△189
収益の部	94,485	87,608	△6,877
經常収益	94,485	87,528	△6,956
運営費交付金収益	3,633	4,914	1,281
国庫補助金収益	256	231	△25
その他の政府交付金収益	11,165	11,051	△114
公害健康被害予防基金預り金取崩益	6,000	6,000	0
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	6,806	727	△6,079
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	7,996	3,654	△4,343
受託収入	0	9	9
業務収入	54,184	54,910	726
運用収入	1,536	1,441	△95
その他の収益	89	954	865
財務収益	2,819	3,637	818
臨時利益	0	80	80
純利益	1,535	5,105	3,570
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	1,535	5,105	3,570

（（資料-59）総利益等の発生要因について）

## 参考データ

（資料-59）総利益等の発生要因について



(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	63,853	60,246	△3,608
経常費用	63,853	60,246	△3,608
公害健康被害補償予防業務経費	62,973	59,494	△3,479
補償業務経費	55,614	52,263	△3,352
予防業務経費	7,359	7,231	△127
一般管理費	823	697	△125
減価償却費	58	54	△3
収益の部	63,856	60,574	△3,282
経常収益	63,856	60,494	△3,361
運営費交付金収益	562	631	69
国庫補助金収益	256	231	△25
その他の政府交付金収益	10,155	10,146	△9
公害健康被害予防基金預り金取崩益	6,000	6,000	0
業務収入	45,507	42,189	△3,318
資産見返負債戻入	16	19	3
運用収入	1,273	1,141	△132
財務収益	81	114	33
雑益	5	23	18
臨時利益	0	80	80
純利益	2	328	326
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	2	328	326

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	9,029	4,588	△4,442
経常費用	9,029	4,588	△4,442
石綿健康被害救済業務経費	8,786	4,482	△4,304
減価償却費	19	20	1
一般管理費	225	85	△139
収益の部	9,029	4,588	△4,442
経常収益	9,029	4,588	△4,442
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	7,996	3,654	△4,343
その他の政府交付金収益	1,010	905	△105
受託収入	0	9	9
資産見返負債戻入	19	20	1
雑益	4	0	△4
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	0	0

(基金勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	8,100	1,936	△6,165
経常費用	8,100	1,936	△6,164
基金業務経費	7,801	1,663	△6,138
地球環境基金業務費	890	798	△91
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	6,807	727	△6,079
維持管理積立金業務費	105	137	32
一般管理費	297	271	△26
減価償却費	1	2	0
収益の部	8,100	2,611	△5,489
経常収益	8,100	2,611	△5,489
運営費交付金収益	1,019	1,575	556
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	6,806	727	△6,079
地球環境基金運用収益	188	186	△2
維持管理積立金運用収益	75	114	40
寄付金収益	10	0	△10
資産見返負債戻入	1	2	0
雑益	1	7	6
純利益	0	675	675
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	675	675

(承継勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	11,967	15,796	3,830
経常費用	11,967	15,796	3,830
承継業務費	8,674	12,948	4,274
一般管理費	843	564	△279
減価償却費	4	8	4
財務費用	2,446	2,258	△189
雑損	0	18	18
収益の部	13,499	19,898	6,399
経常収益	13,499	19,898	6,399
運営費交付金収益	2,052	2,708	656
事業資産譲渡元金収入	8,677	12,721	4,044
財源措置予定額収益	0	227	227
資産見返負債戻入	4	8	4
財務収益	2,739	3,523	785
雑益	28	710	682
純利益	1,532	4,102	2,570
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	1,532	4,102	2,570

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。



## 平成20年度資金計画（総計）

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	189,142	354,311	165,169
業務活動による支出	85,057	69,841	△15,216
投資活動による支出	5,050	210,817	205,767
財務活動による支出	31,241	31,227	△15
翌年度への繰越金	67,793	42,426	△25,367
資金収入	189,142	354,311	165,169
業務活動による収入	103,488	104,087	599
運営費交付金収入	2,197	2,197	0
国庫補助金収入	5,956	5,733	△223
その他の政府交付金収入	17,887	17,878	△9
都道府県補助金収入	2,000	81	△1,919
業務収入	58,806	65,952	7,146
受託収入	0	10	10
運用収入	1,539	1,528	△11
その他の収入	15,103	10,709	△4,394
投資活動による収入	14,026	203,155	189,129
財務活動による収入	14,400	9,374	△5,026
前年度よりの繰越金	57,227	37,694	△19,533

別表-12

(公害健康被害補償予防業務勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
資金支出	76,367	133,185	56,819
業務活動による支出	63,795	60,112	△3,683
投資活動による支出	1,524	71,120	69,596
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	11,048	1,954	△9,094
資金収入	76,367	133,185	56,819
業務活動による収入	53,669	53,686	18
運営費交付金収入	527	527	0
国庫補助金収入	256	33	△223
その他の政府交付金収入	10,155	10,146	△9
業務収入	41,369	41,575	206
運用収入	1,276	1,181	△95
その他の収入	86	224	138
投資活動による収入	7,500	77,067	69,567
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	15,198	2,432	△12,766

別表-13

(石綿健康被害救済業務勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
資金支出	10,699	118,089	107,390
業務活動による支出	8,995	3,805	△5,190
投資活動による支出	1,272	112,203	110,931
翌年度への繰越金	431	2,080	1,649
資金収入	10,699	118,089	107,390
業務活動による収入	9,011	9,464	453
その他の政府交付金収入	7,732	7,732	0
地方公共団体等拠出金収入	1,274	1,258	△16
その他の収入	5	474	469
投資活動による収入	1,272	106,600	105,328
前年度よりの繰越金	416	2,025	1,609

別表-14

(基金勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
資金支出	66,275	58,376	△7,900	
業務活動による支出	8,799	2,660	△6,139	
投資活動による支出	2,250	18,242	15,992	
財務活動による支出	0	0	0	
翌年度への繰越金	55,226	37,473	△17,753	
資金収入	66,275	58,376	△7,900	
業務活動による収入	20,091	13,048	△7,044	
運営費交付金収入	844	844	0	
国庫補助金収入	2,000	2,000	0	
都道府県補助金収入	2,000	81	△1,919	
運用収入	263	347	84	
その他の収入	14,984	9,776	△5,208	
投資活動による収入	5,250	15,250	10,000	
財務活動による収入	500	77	△423	
前年度よりの繰越金	40,434	30,001	△10,433	

別表-15

(承継勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
資金支出	35,801	44,803	9,002	
業務活動による支出	3,468	3,406	△62	
投資活動による支出	4	9,251	9,247	
財務活動による支出	31,241	31,227	△15	
翌年度への繰越金	1,087	919	△168	
資金収入	35,801	44,803	9,002	
業務活動による収入	20,717	28,031	7,314	
運営費交付金収入	826	826	0	
国庫補助金収入	3,700	3,700	0	
業務収入	16,163	23,118	6,955	
その他の収入	28	387	359	
投資活動による収入	4	4,239	4,235	
財務活動による収入	13,900	9,298	△4,603	
前年度よりの繰越金	1,180	3,236	2,056	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。



(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

【中期計画】

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

① 返済懇請

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社（サービサー）への外部委託も含め厳正に返済を懇請し、回収を強力に促進する。

② 法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

③ 債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記①～③の方法等により、中期目標期間中に正常債権以外の債権（平成16年度期首見込約900億円）から200億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額（16年度期首見込約360億円）の解消に必要な補助金が、中期目標期間、次期中期目標期間の10年間で、できる限り平準的な額として、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金（16年度期首見込約34億円）については、中期目標期間中に解消を図ることとして上記補助金と合わせ、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

【年度計画】

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

① 返済懇請

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社（サービサー）への外部委託も含め厳正に返済を懇請し、回収を強力に促進する。



② 法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

③ 債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記①～③の方法等により、平成20年度中に正常債権以外の債権から40億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、37億円交付されることを予定している。

平成20年度業務実績

(1) 償却処理状況

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、返済確実性の認められない債権に係る償却処理状況

平成20年度貸倒償却額 約12.7億円(平成19年度約7.0億円)

このうち、倒産等の形式破綻には至っていないものの、財務状況からみて返済確実性の認められない債権(実質破綻先債権)について、約6.7億円(平成19年度0.8億円)の直接償却を行った。

(2) 正常債権以外の債権からの回収状況

① 返済態様による回収状況(法的処理、債権分割によるものを除く。)

過去数年間にわたり延滞を繰返してきた貸付先について、粘り強く返済を懇請した結果、特定調停の場で、返済約定について和解が成立し、定期弁済を受けることとしたもの等、今年度も、債務者の財務収支状況等を詳細に分析し、実行可能な再建計画に基づきねばり強く回収交渉を行った。

返済態様による回収額 約16億円㊦(平成19年度約11億円)

② 法的処理の進捗状況及び回収状況

債権の保全を図るとともに、回収の極大化のために、迅速かつ毅然とした態度で法的処理を行うという基本方針のもと、新たに、担保不動産の競売申立て5件を行ったほか、仮差押4件、仮処分申請3件を行った。

法的処理による回収額 約7億円㊧(平成19年度約12億円)



(参考) 法的処理状況

	平成 20 年度 期首係属案件	平成 20 年度 新規案件	平成 20 年度 処分終了案件	平成 20 年度末 係属案件
法的処理	17 件	12 件*	10 件	19 件

\* 12 件の内訳は以下のとおり。競売 5 件、仮差押 4 件、仮処分申請 3 件。

③ 債権分割の進捗状況及び回収状況 (法的処理によるものを除く。)

平成 19 年度までに、協同組合総数 (平成 20 年度末) 41 組合のうち、債権分割先は累計で 35 組合となり、債権分割はほぼ一巡したことから、個別企業ごとの約定弁済の管理強化を行った。

債権分割先からの回収額 約 31 億円<sup>㊦</sup> (平成 19 年度約 42 億円)

上記の 3 項目による正常債権以外の債権からの回収状況

合計 (㊥+㊦+㊧) 約 54 億円 (平成 19 年度約 65 億円)

以上により、中期目標期間における正常債権以外の債権からの回収額は 449 億円となり、中期計画で定めている「中期目標期間中に正常債権以外の債権 (平成 16 年度期首見込約 900 億円) から 200 億円を上回る回収」を達成した。

(3) 資金調達状況

平成 20 年度は、国際的な経済・金融情勢の混乱の中、厳しい条件下ではあったが、債券発行 (50 億円) 及びシンジケートローン方式による民間借入金 (43 億円) を、予定どおり調達することができ、財投借入金等の償還を円滑・確実に行った。

(4) 補助金交付状況

平成 20 年度において債権管理回収業務補助金 37 億円が予定どおり交付された。

( (資料—60 破産更生債権等及び貸倒懸念債権の債権残高推移) )

**自己評価**

貸倒償却額は、実質破綻先の直接償却を含め、約 12.7 億円の償却処理を行った。

正常債権以外の回収額は、厳しい環境下ではあったが、年度計画 40 億円に対して約 54 億円の回収を達成することができた。

中期計画の目標である正常債権以外から 200 億円を上回る回収については、平成 16 年度及び平成 17 年度において達成したが、200 億円はあくまで通過点と考え、平成 20 年度も回収に努力した結果、年度計画の 40 億円を上回って達成することができた。

**参考データ**

(資料—60) 破産更生債権等及び貸倒懸念債権の債権残高推移





#### IV 短期借入金の限度額

##### 【中期計画】

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 26,000 百万円とする。

##### 【年度計画】

平成 20 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度 26,000 百万円とする。

#### 平成 20 年度業務実績

##### ・短期借入金の借入状況

平成 20 年度における短期借入金の状況は、次の表のとおりである。

借入残高の最高額は、9 月 19 日から 9 月 22 日の 6,300 百万円であり、限度額 26,000 百万円の範囲内であった。

借入期間	借入金額（百万円）
平成 20 年 5 月 23 日～平成 20 年 6 月 23 日	6,100
平成 20 年 6 月 23 日～平成 20 年 7 月 23 日	6,000
平成 20 年 7 月 23 日～平成 20 年 8 月 22 日	5,600
平成 20 年 8 月 22 日～平成 20 年 9 月 19 日	5,500
平成 20 年 9 月 19 日～平成 20 年 9 月 30 日	1,400
平成 20 年 9 月 19 日～平成 20 年 9 月 22 日	4,900
平成 20 年 9 月 29 日～平成 20 年 9 月 30 日	700
平成 20 年 9 月 30 日～平成 20 年 10 月 30 日	1,800
平成 20 年 10 月 30 日～平成 20 年 11 月 25 日	400
平成 20 年 11 月 25 日～平成 20 年 12 月 25 日	4,800
平成 20 年 12 月 25 日～平成 21 年 1 月 23 日	4,700
平成 21 年 1 月 23 日～平成 21 年 2 月 23 日	4,300
平成 21 年 2 月 23 日～平成 21 年 3 月 23 日	4,300

#### 自己評価

資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での借入を行った結果、年 4 回（5 月、9 月、11 月、3 月）の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。



V 重要な財産の処分等に関する計画

【中期計画】

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

【年度計画】

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

平成 20 年度業務実績

該当なし

自己評価



## VI 剰余金の使途

### 【中期計画】

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

### 【年度計画】

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

### 平成 20 年度業務実績

該当なし

### 自己評価



Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

【中期計画】 なし
【年度計画】 なし

平成 20 年度業務実績

該当なし

自己評価



(2) 人事に関する計画

① 人員配置、職員の業績評価及び人材育成

【中期計画】

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。

また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

【年度計画】

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために新人事評価制度の運用により、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、その成果に応じた業績を適正に評価する。

また、前年度に引き続き業務上必要な各種研修を積極的に行うとともに、外部で行われる研修にも積極的に参加させ、もって職員の能力開発を図り、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

平成 20 年度業務実績

(1) 適材適所に応じた人員配置等

次の人事データを基に、職員の適性や勤務状況を把握した上で、適材適所の人員配置に努めた。

ア) 職員に対する人事関係意向等調査

イ) 新人事評価制度による業務計画表、業績評価、発揮能力評価及び能力開発計画書

ウ) 各部管理職へのヒアリング

エ) 個々の職員の人事データ

(2) 新人事評価制度の運用

新人事評価制度に基づき、職員一人ひとりの意識の向上を図るため業績評価及び発揮能力評価を行い、その結果を賞与及び昇給に反映させた。

( (資料-61) 業務計画表及び発揮能力評価表 )

(3) 研修の実施

職員研修計画に基づき、環境教育の推進のための環境保全に関する研修、コンプライアンス研修、セクシュアル・ハラスメント防止研修、健康管理研修等のほか、外部研修機関による各種研修などを実施した。



外部研修	28 講座	54 人	(前年度 29 講座	54 人)
内部研修	9 講座	690 人	(前年度 7 講座	710 人)

( (資料-62) 平成 20 年度職員研修実績)

### 自己評価

- (1) 職員に対する人事関係意向等調査、人事評価、管理職へのヒアリング等により、職員の適性や勤務状況を把握の上、適材適所の人員配置を行った。
- (2) 新人事評価制度を実施し、評価結果を賞与及び昇給に反映することにより職員一人ひとりの意識の向上を図れた。
- (3) 研修に職員を積極的に参加させ、業務上必要な知識・技術の向上を図ることができた。

### 参考データ

- (資料-61) 業務計画表及び発揮能力評価表  
(資料-62) 平成 20 年度職員研修実績



② 人事に関する指標

【中期計画】

業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務に従事する職員を除き、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿健康被害者の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。

なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な49人のうち5人について既存業務の合理化による削減をもって充てるとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、内部管理業務も含めた業務の合理化による削減をもって充てるものとする。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおける人員の5%以上の削減については、今中期計画期間中において達成する。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

（参考1）

期初の常勤職員数 131人（内運営費交付金職員数 104人）

石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数 44人

期末の常勤職員数の見込み 146人（内運営費交付金職員数 86人）

（参考2）

中期目標期間中の人件費総額見込み 7,020百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

【年度計画】

・ 期初の常勤職員数 152人

・ 平成20年度中に6人削減予定

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを検討する。



平成20年度業務実績

(1) 平成20年度中に152人であった常勤職員数を、平成21年4月1日に146人とし、6人削減した。

○常勤職員数推移

(単位：人)

	平成16年度		平成17年度			平成18年度			平成19年度		平成20年度	
	期首	期末	期首	期中	期末	期首	期中	期末	期首	期末	期首	期末
常勤職員	131	114	114	118	116	116	156	154	154	152	152	146
増減	—	△17	—	4 (※1)	△2	—	40 (※2)	△2	—	△2	—	△6

(注) 石綿健康被害救済業務の追加に伴い、平成17年度期中に4名(※1)、平成18年度期中に40名(※2)が増員された。

(2) 役職手当の定率制から定額制への移行、賞与支給割合の引き下げなどにより、給与水準の抑制に努めた。

(3) 平成18年10月17日の閣議決定に基づき、機構職員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数(平成19年度：114.7、平成20年度113.9)をホームページで公表した。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	対前年度差
対国家公務員指数 (参考)	119.3	114.7	113.9	△0.8
地域勘案	117.4	113.2	113.1	△0.1
学歴勘案	113.9	110.3	110.1	△0.2
地域・学歴勘案	115.2	111.2	111.6	0.4

国家公務員に比べて機構職員の給与水準(ラスパイレス指数)が高くなっている主な理由としては、次の3点が影響しているものと考えられる。

- ① 組織規模、予算が抑制されている中で、専門性の高い業務を実施するため、専門的・技術的な知識能力を有する人材を獲得する必要があることから、国家公務員に比べて大学卒の職員が多い職員構成となっている(国49.1%、機構81.6%)。
- ② 当機構は多岐にわたる業務を実施しており、各業務の専門部署を設置する必要があることから、国家公務員と比較して管理職の割合が高くなっている(国13.9%(行(一)6級以上)、機構29.9%)。





- ③ 当機構の事務所は都市部に所在しており、国の出先機関（国家公務員全体の2/3）を含めた全国平均で集計される国家公務員の給与とは地域差が生じる。また地域差を勘案したラスパイレス指数は、当機構が平成16年2月、国の要請（多極分散型国土形成促進法第4条の基本方針）に基づき、東京都内から現在の神奈川県川崎市に移転したことに伴い、川崎市等に所在する国の出先機関等の給与水準が比較対象となっているものである。なお、引き続き本部事務所が東京都内に所在していると仮定した場合、ラスパイレス指数は100程度で、国と同水準と試算される。

### 自己評価

年度計画において平成20年度中に6人の常勤職員を削減するとしていたところ、計画どおり達成することができた。

また、給与水準の見直しにより、人件費の抑制を図ることができた。

### <その他>

- ・平成20年度福利厚生費見直しへの取組み状況

福利厚生費のうち、法定外福利費の一部を見直し、ボーリング大会、スポーツ観戦等のレクリエーション行事への公費補助は廃止した。

また、その他の法定外福利厚生費については、今後見直しを検討することとしている。



(3) 積立金の処分に関する事項

【中期計画】 なし
【年度計画】 なし

平成 20 年度業務実績

該当なし

自己評価



(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

【中期計画】

緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、終了予定年度（平成17年度）内に現在実施中の事業の施設整備を終了させる。

また、平成19年8月8日付けの東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律第68条第2号の予防事業の実施に充てるために、東京都に対し、公害健康被害予防基金から、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成する。

【年度計画】

平成19年8月8日付けの東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律第68条第2号の予防事業の実施に充てるために、東京都に対し、公害健康被害予防基金から、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成する。

平成20年度業務実績

環境大臣からの中期目標による指示及び中期計画の変更認可を受けて、「東京大気汚染訴訟の和解に基づく公害健康被害予防事業助成金交付要綱」を制定し、同要綱に基づき、補償法附則第10条第1項の規定による拠出金の充当に係る環境大臣の認可を得て、公害健康被害予防基金から、東京都に対し、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成した。

自己評価

補償法附則第10条第1項の規定による拠出金の充当に係る環境大臣の認可を得て、公害健康被害予防基金から、東京都に対し、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成することができた。

中期計画数値目標達成状況一覧

計画期間	第1期 平成16年～20年	達成状況				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中期計画に定められた数値目標一覧						
●業務運営の効率化						
①一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、平成20年度において、平成15年度比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減。石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、平成18年度比で6%を上回る削減	一般管理費	28.6%	24.3%	33.9%	32.8%	39.2%
	石綿健康被害救済費に係る一般管理費	—	—	—	48.5%	45.6%
②事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化。運営費交付金を充当する事業費について、平成20年度において、平成15年度比で5%を上回る削減を各勘定で実施。債権回収委託費について、平成16年度比で3割を上回る削減。石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）について、平成18年度比で2%を上回る削減	事業費	1.4%	7.4%	4.5%	9.8%	5.6%
	運営費交付金を充当する事業費（公健勘定）	12.8%	3.0%	1.3%	0.7%	13.0%
	〃（基金勘定）	11.3%	11.8%	24.3%	21.6%	10.0%
	〃（承継勘定）	3.4%	35.9%	41.1%	35.6%	34.8%
	債権回収委託費	23.3%	53.3%	46.7%	43.3%	40.0%
	石綿健康被害救済関係経費に係る事業費	—	—	—	43.0%	36.0%
③グリーン購入法に基づき、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成		100%	100%	100%	100%	100%
●国民サービスの向上						
④ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加		—	9.4%	33.3%	45.5%	51.1%
	※ アクセス件数 （単位：件）	306,784	335,691	409,023	446,511	463,775
〈公害健康被害補償・予防業務〉						
⑤平成15年度の汚染負荷量賦課金の徴収率及び収納率の水準を維持	H15徴収率 100.36%	100.69%	100.37%	100.53%	101.05%	100.49%
	H15収納率 99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%
⑥納付申請等の事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で25%削減		6.8%	10.0%	25.1%	25.1%	25.6%
	※ H15事務処理日数 219（単位：日）	204	197	164	164	163
⑦公害健康被害予防事業の調査研究費総額について、平成15年度比で20%以上削減		26%	36%	37%	41%	42%
	※ H15調査研究費総額 273（単位：百万円）	202	176	171	162	158
⑧課題の採択については、公募の締切日から60日以内に決定	環境保健分野	—	—	58日	—	—
	環境改善分野	—	42日	—	—	45日
⑨知識普及事業について、80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る		89%	88%	96%	91%	92%
⑩公害健康被害予防事業の情報提供について、ホームページの年間アクセス件数を5年間で20%以上の増		87%	52%	49%	64%	47%
	※ H15アクセス件数 74,958（単位：件）	140,109	113,691	111,609	122,888	110,008
⑪研修事業について、アンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得る		92%	94%	98%	98%	97%
⑫助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で20%削減		3.0%	20.9%	23.9%	26.9%	23.9%
	※ H15事務処理日数 67（単位：日）	65	53	51	49	51
〈地球環境基金業務〉						
⑬助成金の支給にあたり支払申請受付から支払までの1件当たりの平均処理時間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮		2.3%	8.1%	11.0%	12.9%	13.5%
	※ H15平均日処理時間 31.24（単位：日）	30.53	28.71	27.79	27.21	27.03
⑭研修事業について、アンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得る		92%	90%	98%	97%	97%
⑮地球環境基金について、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5カ年間の額を上回る。 （平成11年～15年度末寄付金受入総額：64,207千円）	各年度寄付金受入額	15,431千円	14,112千円	51,418千円	68,633千円	76,598千円
	総額累計	—	29,543千円	80,961千円	149,594千円	226,192千円
●その他						
⑯債権管理回収業務を積極的に推進することにより、中期目標期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収	各年度回収額	約111億円	約150億円	約69億円	約65億円	約54億円
	総額累計	—	約261億円	約330億円	約395億円	約449億円
⑰期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度以降、今中期計画期間中に人員5%以上の削減。 （131人→102人（石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数44人は除く））	削減数	17人	2人	2人	2人	6人
	常勤職員数	114人	116人 （石綿業務の追加に伴い4人増員）	154人 （石綿業務の追加に伴い40人増員）	152人	146人

※ 上記の第一期中期計画数値目標については全て達成（短期借入金の限度額を含む）